

拡
充

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）環境整備事業

（全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業）

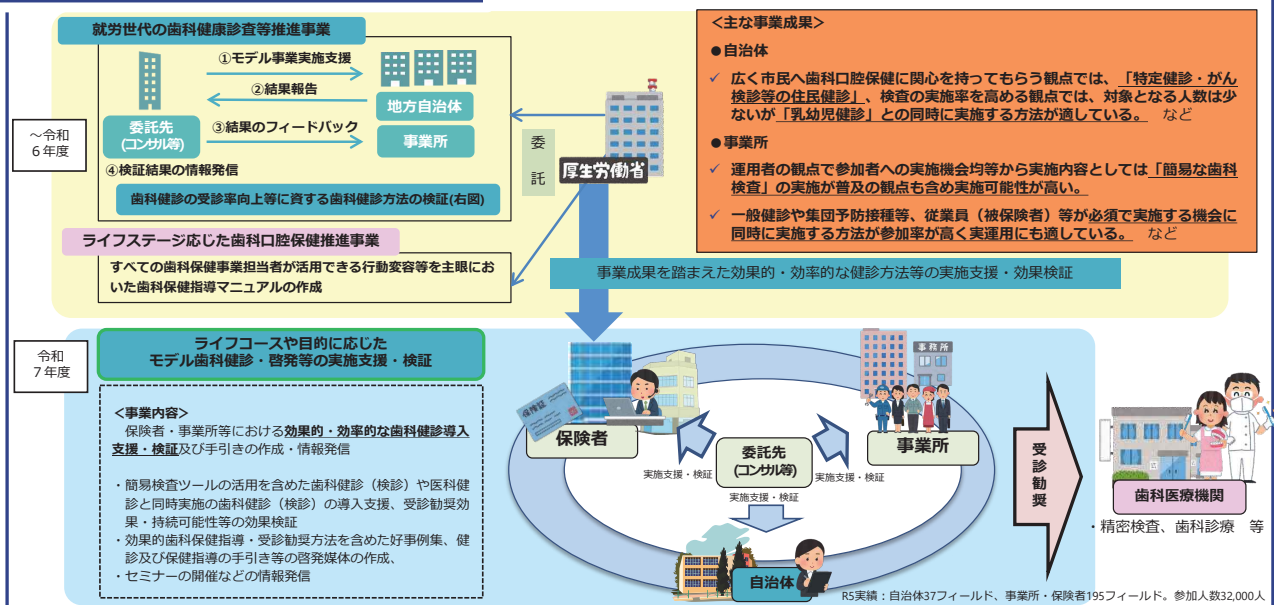
医政局歯科保健課（内線2583）

令和7年度当初予算案 4.3 億円（3.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることに加え、「骨太の方針」において継続的に生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に関する内容が記載されていることから、特に就労世代中心に歯科健診の健診機会の確保等に取り組んでいるところ。
- 令和7年度においては、これまでの各事業成果等を踏まえつつ、いわゆる国民皆歯科健診の実現に向けて集中的に環境整備に取り組むこととする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体



拡
充

後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

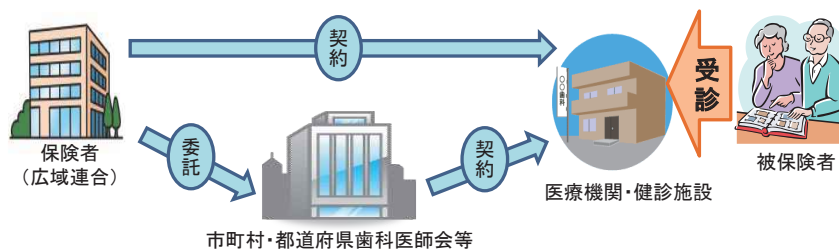
保険局高齢者医療課（内線3190）

令和7年度当初予算案 8.7 億円（7.8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。
国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診事業を推進。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
（例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定））咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業のスキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
補助率：1/3
負担割合：国1/3、地域措置1/3
保険料1/3

事業実績：
実施広域連合数（受診者数）
令和3年度 46（36.3万人）
令和4年度 47（44.9万人）
令和5年度 47（51.4万人）

➤ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

拡充 歯科医療提供体制構築推進・支援事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和7年度当初予算案 3.2億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太方針2024」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

① 歯科医療提供体制構築推進事業

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。

【実施主体】都道府県

【補助率】1／2相当定額

【事業実績】5年度 10都道府県

補助対象事業のイメージ（案）

- ・NDB（National Database；レセプト情報・特定健診等情報データベース）やKDB（Kokuho Database；国保データベース）等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
- ・病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・障害児・者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築

② 歯科医療提供体制構築支援事業【新規】

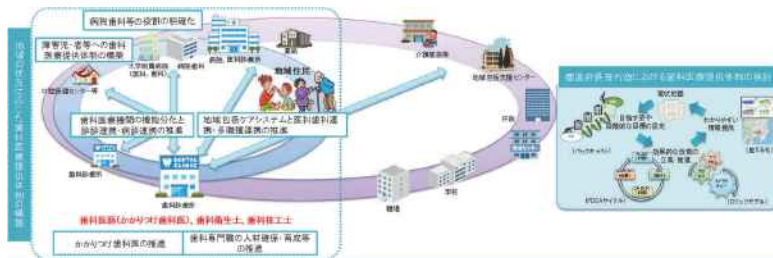
歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて実施する様々な事業を支援する。

【実施主体】都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等

【補助率】1／2相当定額

<事業例>

- ① 歯科医療機関の機能分化・連携 例：歯科医師確保対策、歯科医師育成支援
- ② 病院歯科等の役割の明確化 例：地域の歯科診療所との連携（後方支援機能）
リハ・口腔・栄養連携推進
- ③ 外来における医科歯科連携・多職種連携の推進
- ④ 障害児・者への歯科医療提供



➤ 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進

健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進

健康・生活衛生局健康課（内線8443、2343）

令和7年度当初予算案 2.4億円（4.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

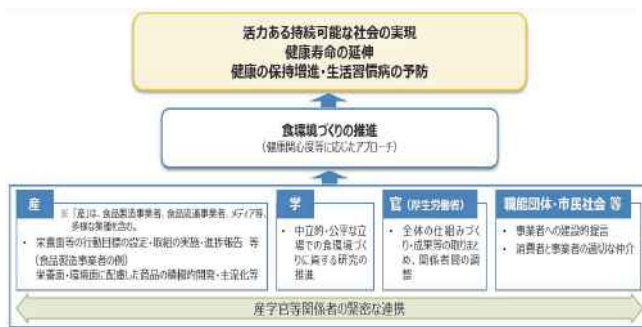
- ・厚生労働省は、健康寿命延伸プラン等を背景とした食環境づくり※に関する有識者検討会報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携の推進体制（健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ）を2022年3月に立ち上げ。
※食環境づくりとは、人々の「食品へのアクセス」と「情報へのアクセス」の両方を相互に関連させて健康的な食生活の環境を整備していくものをいう。
- ・本イニシアチブでは、主要な栄養課題等※への対策を推進するため、健康への関心が薄い層にも栄養面に配慮された商品が行き届き、誰でも健康的な食生活が送れるよう商品の開発・流通、情報提供等について、産学官等連携を拡充し取り組む。
※主要な栄養課題等とは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等。

○国民健康・栄養調査

- ・厚生労働省では、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る目的で、健康増進法（平成14年法律第103号）等に基づき、毎年国民健康・栄養調査を実施。（なお、令和6年度は4年に1度の拡大調査として、約4倍の客体を対象に調査実施）

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ



○国民健康・栄養調査

【調査項目】

- ① 身体状況調査票
身長、体重（1歳以上）、腹囲、血圧測定、血液検査、問診（20歳以上）
- ② 栄養摂取状況調査票
世帯状況、食事状況（欠食・外食等）、食物摂取状況（栄養素等摂取量、食品摂取量等）（1歳以上）、1日の身体活動量（歩数）（20歳以上）
- ③ 生活習慣調査票
食生活、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般（20歳以上）

【調査規模】

全国300単位区内の世帯約6,000世帯及び当該世帯の1歳以上の世帯員約15,000人

地域リハビリテーション活動支援事業

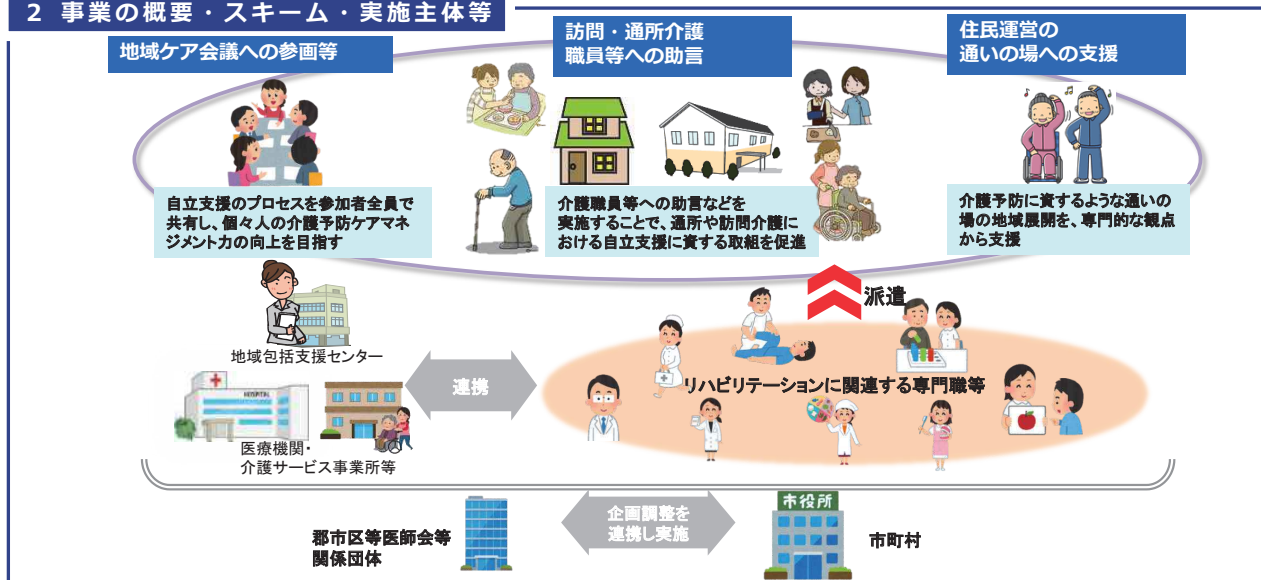
老健局老人保健課（内線3967）

令和7年度当初予算案 地域支援事業の内数

1 事業の目的

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を図る。
- 市町村は、郡市区等医師会等の関係団体と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、リハビリテーション専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業（再掲）

保険局高齢者医療課（内線3190）

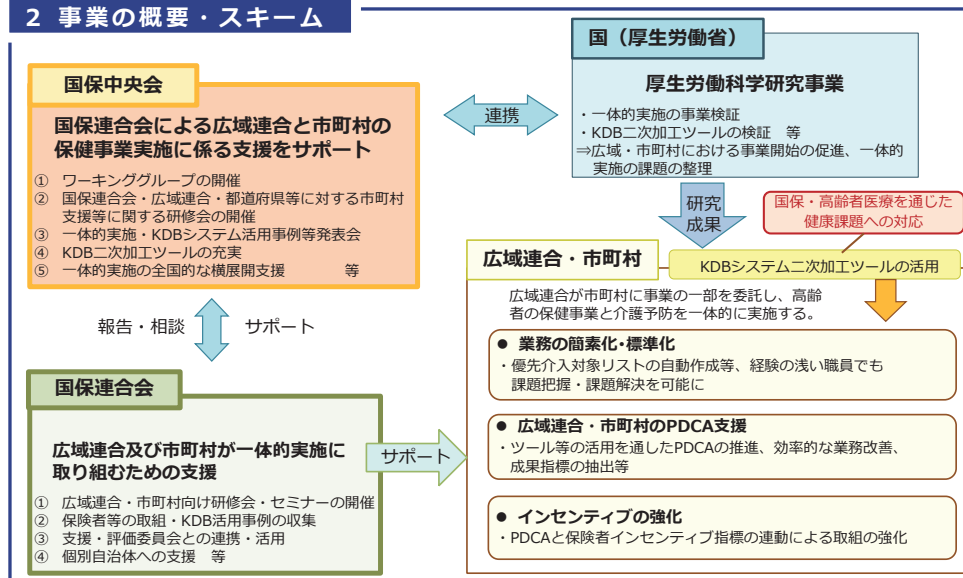
令和7年度当初予算案 1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、全市町村での効率的・効果的な事業実施に向けて取り組むよう効果的な事例の横展開を図る。

※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ・実施主体：国保中央会
国保連合会
- ・補助率：定額
- ・事業実績：全広域連合及び全市町村等を対象に実施。
- ・一体的実施市町村数：
1,072（令和4年度）
1,396（令和5年度）
1,708（令和6年度）

※ 令和6年度は、速報値

○食の安全・安心の確保

➢経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化

食の安全・安心の確保 輸入食品の監視体制の強化

感染症対策部企画・検疫課（内線2467）

令和7年度当初予算案 21億円（21億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 7.7億円

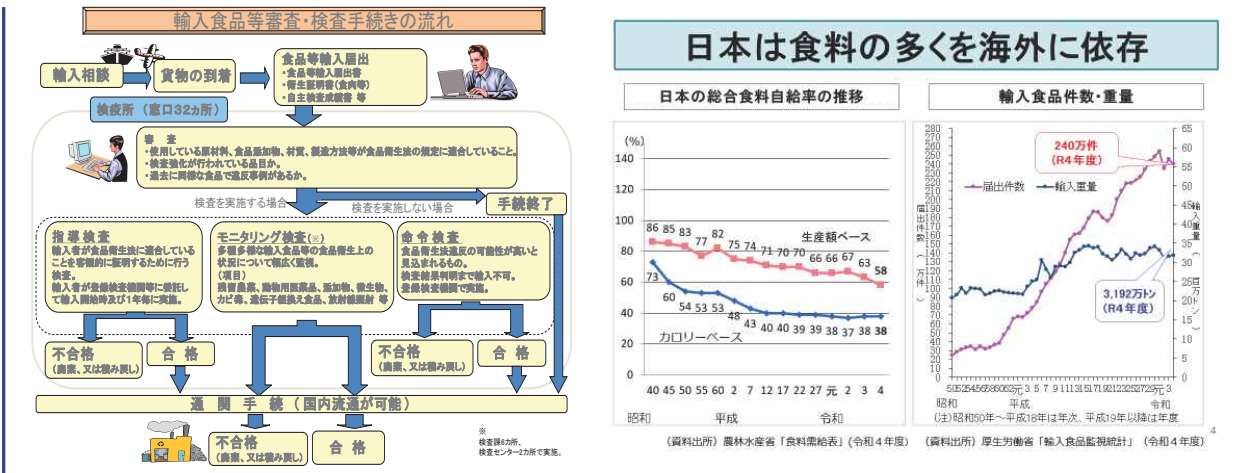
1 事業の目的

我が国には、世界各国（約200カ国）から年間240万件、3,192万トン（令和4年度実績）の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

2 事業の概要

輸入食品・検疫検査センターにおいて使用しているガスクロマトグラフ質量分析計等の検査機器について、10年以上使用しているものがあり、サポートが終了しているものや、部品の製造が終了することにより今後故障した際に修理できなくなるなど、検査機器の更新が必要な状況となっている。これらの状況を踏まえ、主に検査機器の更新維持のための経費等を要求するものである。

3 事業のスキーム・事業主体等



国保改革による財政支援の拡充について

保険局国民健康保険課（内線3256）

令和7年度当初予算案 3,071億円（3,071億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円（※）の財政支援の拡充を行っている。
（※公費（国及び地方の合計額））

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

＜2015年度（平成27年度）から実施＞（約1,700億円）

- **低所得者対策の強化**
（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

＜2018年度（平成30年度）から実施＞（約1,700億円）

- **財政調整機能の強化**
（精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

- **保険者努力支援制度**
（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円
（2019～2025年度は910億円）

- **財政リスクの分散・軽減方策**
（高額医療費への対応）

60億円

※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入

※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

※ 保険者努力支援制度は、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

○被用者保険への財政支援

被用者保険への財政支援

保険局保険課（内線3245）
保険局高齢者医療課（内線3192）

令和7年度当初予算案 1,250億円（1,250億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和5年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和6年度から特例的に、国費による支援を430億円追加し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 高齢者医療特別負担調整交付金（200億円）＜平成29年度から開始＞

拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が、義務的支出（拠出金負担＋自保険者の法定給付費）に比べて過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

国費充当（100億円）を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大（200億円）

（補助率：1／2→令和6年度から2／3）（令和5年度事業実績）138保険者

② 高齢者医療運営円滑化等補助金（950.4億円）＜（1）平成2年度から開始（2）平成27年度から開始（3）令和6年度から開始＞

前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。

国費充当（720.4億円）を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減（950.4億円）

（1）総報酬に占める前期納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）

（2）前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減（600億円）

（3）企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減（230億円）

（補助率：定額）（令和5年度事業実績）1,084保険者

③ 健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金（100億円）＜令和6年度から開始＞

高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、国費による財政支援を制度化

（補助率：定額）

被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

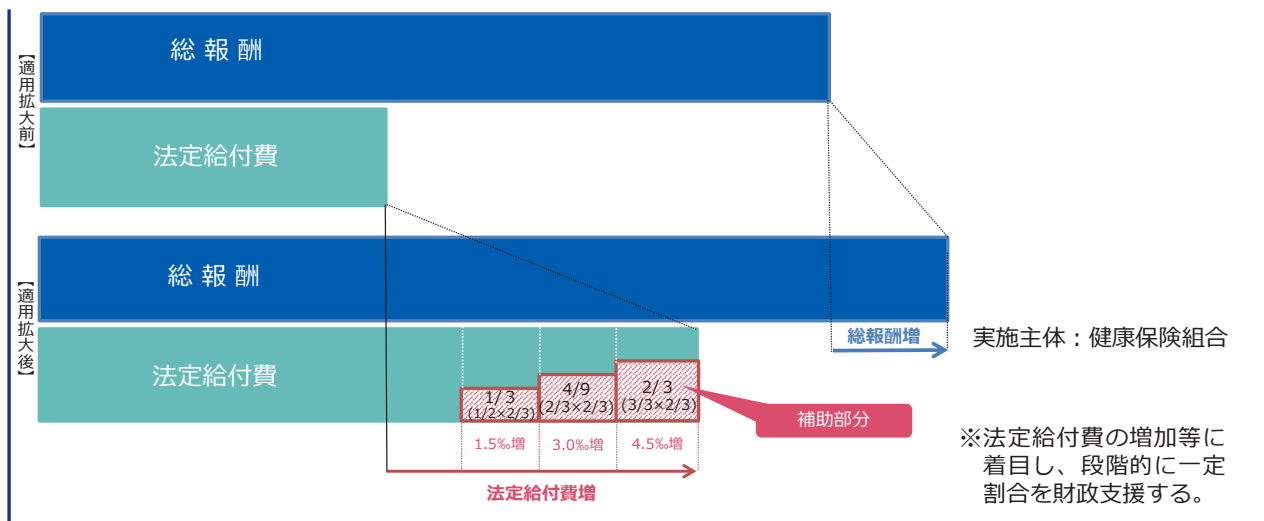
保険局保険課（内線3245）

令和7年度当初予算案 2.5億円（2.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等
➤事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

業務改善助成金

労働基準局賃金課（内線5348）

令和7年度当初予算案 15億円（8.2億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 297億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【見直し内容】

- 1 最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（5分の4）」「1,000円以上（4分の3）」に変更する。
- 2 生産性要件の廃止
- 3 夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
- 4 特定時期の追加募集枠を設ける

【助成上限額】

（単位：万円）

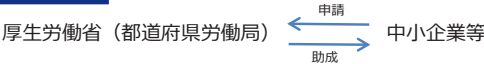
引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用
※2 「引上げ額」欄の（）は事業場規模30人未満

【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

3 実施主体等



4 事業実績

◆ 交付決定件数：13,603件
※ 令和5年度実績

➤雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援

拡充

人材確保等支援助成金

職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室（内線5850）

令和7年度当初予算案 20億円（35億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区			子育て特区	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、建設、介護分野等において人材不足が顕著となっている。人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

実施主体：都道府県労働局

I 中小企業団体助成コース

- ✓ 改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額 600～1,000万円）する。

II 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース（受付再開・見直し）【制度要求】

- ✓ 雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、雇用管理制度は1制度導入につき20万円又は40万円（※2）ずつ支給（上限額80万円）し、雇用環境整備は機器等の導入に要した経費の1/2（上限額150万円）を支給する。

（※2）賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度は40万円

さらに、賃上げ要件（5%以上）を満たした場合は、各支給額の25%分を上乗せ支給する。

（※）人事評価改善等助成コースは、雇用管理制度・雇用環境整備助成コースの「雇用管理制度（人事評価制度）」として統合する。

- III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース
- IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
- V 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
- VI 外国人労働者就労環境整備助成コース
- VII テレワークコース

※1 令和7年度予算案の額及び令和6年度予算額には、Ⅲ～Ⅶのコースを含めない。

➤生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援

生活衛生関係営業収益力向上事業（生衛業『稼ぐ力』応援チーム）

健康・生活衛生局生活衛生課
（内線2437）

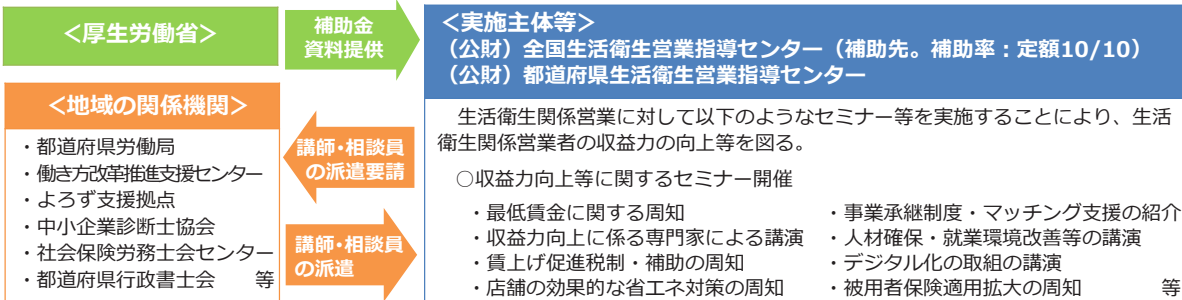
令和7年度当初予算案 1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者であり、物価高騰や人材確保等に対応する必要がある中で、依然として厳しい経営状況が続いている。

本事業では、生活衛生関係営業に対して、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰や人材確保等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」

（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

（1）賃上げの促進

（略）最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。

➤ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

拡充

求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）
人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

令和7年度当初予算案 261億円（259億円）※（）内は前年度当初予算額。

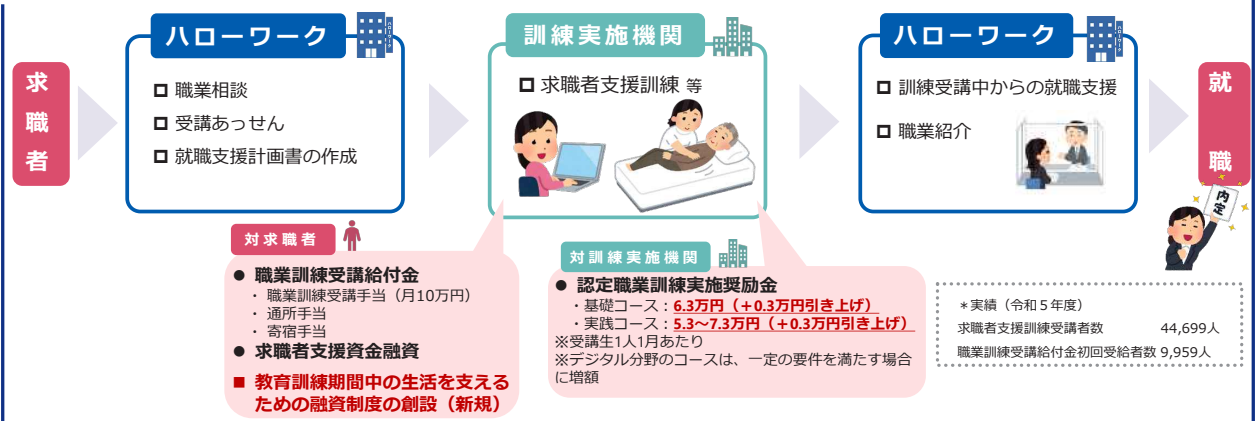
※令和7年度当初予算案は教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度の創設0.8億円を含む。

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	3/4			1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用協定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

○リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化
 ➤教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

新規

教育訓練休暇給付金の創設

職業安定局雇用保険課
(内線5138、5757)

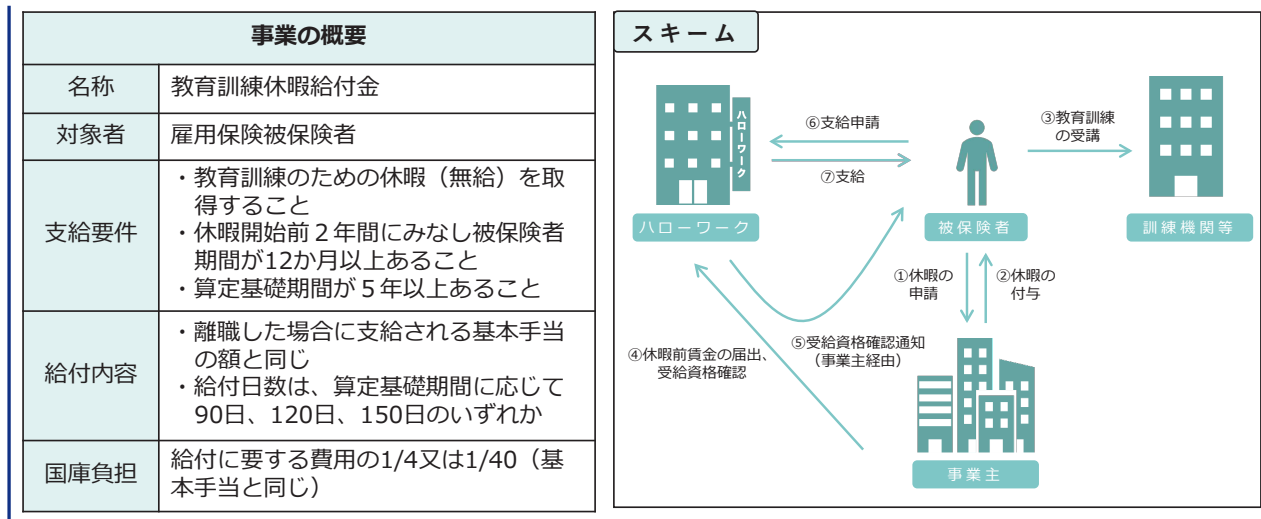
令和7年度当初予算案 78億円 (ー) ※ () 内は前年度当初予算額

労働国会		子子国会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	39/40		1/40

1 事業の目的

労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるよう、雇用保険被保険者が自発的に、教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する給付を創設する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

職業安定局雇用保険課 (内線5762)
人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内線5390)

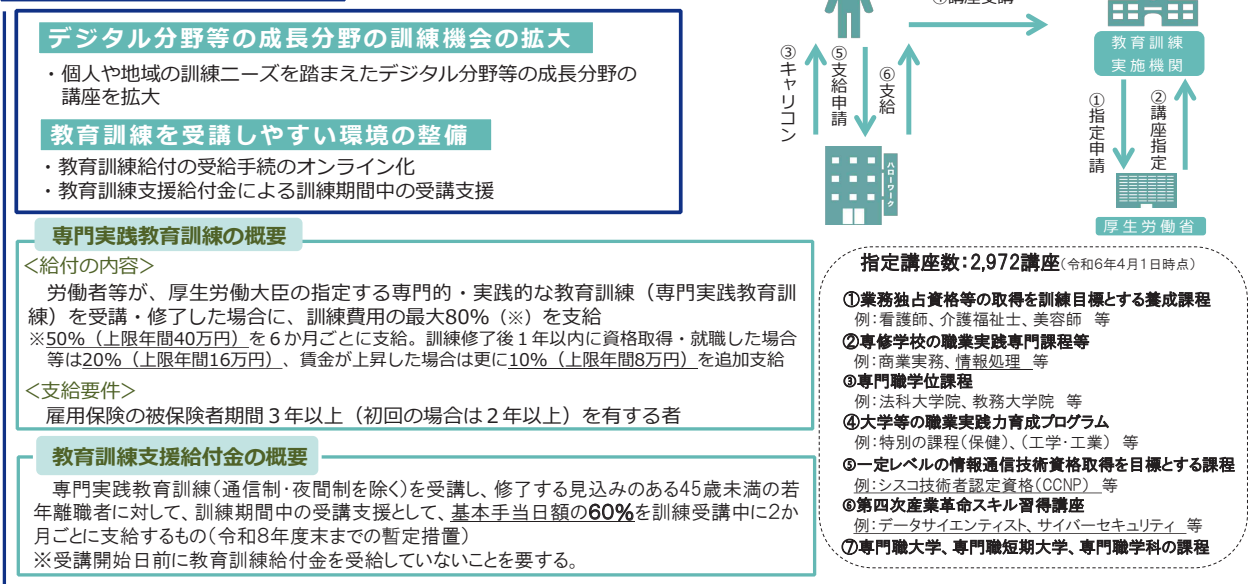
令和7年度当初予算案 118億円 (128億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働国会		子子国会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と教育訓練を受講しやすい環境の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム



令和7年度当初予算案 81百万円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額

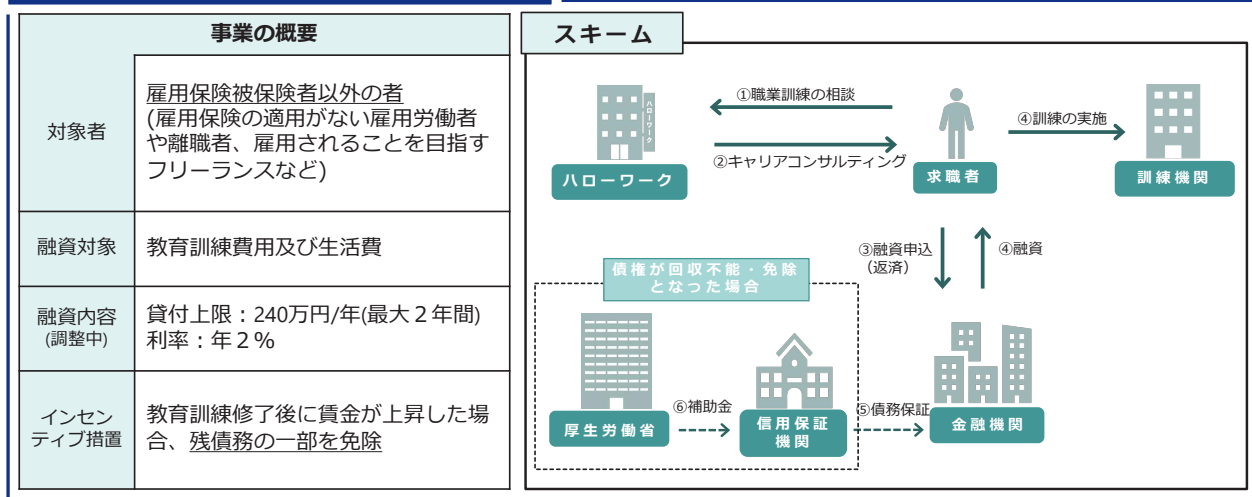
労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	3/4		1/4

1 事業の目的

雇用保険被保険者以外の者が、生活費等への不安なく教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、これらの者が自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる費用を融資する制度を創設する。

教育訓練の効果を高めるインセンティブとして、教育訓練受講後に賃金が上昇した場合には、残債務の一部を免除することとする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

拡充 キャリア形成・リスクリング推進事業

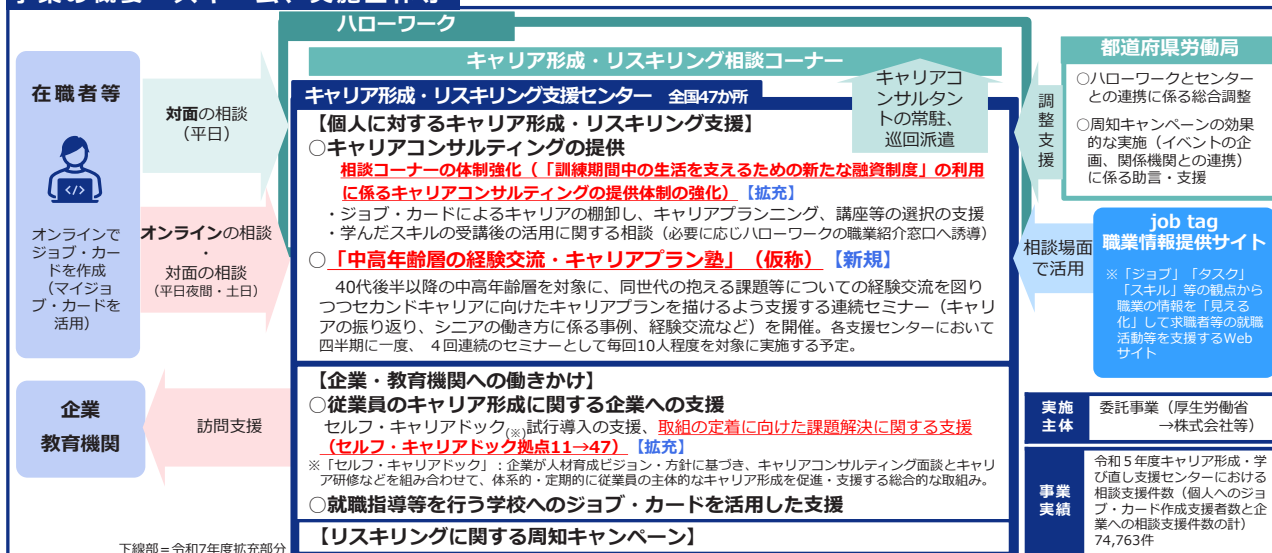
人材開発統括官付キャリア形成支援室 (内線5953)

事業の目的 令和7年度当初予算案 41億円 (38億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

- 労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、必要とされるスキルや労働需要の変化に対応し、自らのスキルを向上させキャリア形成を図る労働者のリスクリングの取組を促すため、リスクリングの重要性や必要性に関する理解を進めるキャンペーンを行うとともに、労働者がキャリアコンサルティングを受ける機会の提供や従業員のキャリア形成支援に取り組む企業等への支援を推進する。
- 特に、少子高齢化が急速に進捗し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められる中、中高年齢層においてはセカンドキャリアを見据えたキャリアプランの策定やモチベーションの維持に課題を抱える者も多く見られることから、当該年齢層を対象としたキャリア形成支援の強化を図る。
- また、企業における従業員のキャリア形成支援の取組について、試行導入後の定着のための課題解決に必要な支援を強化する。

事業の概要・スキーム、実施主体等



下線部 = 令和7年度拡充部分

団体等検定の創設支援事業

令和7年度当初予算案 17百万円（19百万円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- 令和6年3月、社内検定認定制度（当該企業等の雇用労働者のみ受検対象とする職業能力検定）を拡充した団体等検定制度的について、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として活用促進を行うことで、企業横断的な能力評価の基盤整備、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を実現する。
- そのため、同制度の認定を受けることを希望する企業・業界団体等に対し、コンサルタントによる支援や出張相談会を行う。
※ 労働移動を進めていくには、…（略）…企業横断的な能力評価の基盤整備、…（略）…等、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備が重要（労働政策審議会労働政策基本部会報告書（令和5年5月12日））

2 事業の概要・スキーム

【制度概要】

事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

【事業概要】

民間団体への委託により、以下の事業を実施する。

① 専門家(職業能力検定認定業務支援コンサルタント)による検定の創設支援

ステップ1：全体増強、枠組み作成
ステップ2：検定試験の作成
ステップ3：試行試験の実施
ステップ4：申請準備

各ステップでの助言・書面作成支援

申請
認定

厚生労働省

② 団体等検定実施によるメリット、検定の構築方法等について説明する、周知広報を目的とした出張相談会の開催（全国で計4回）

職業能力評価制度の概要

外部労働市場に一定の通用力※を有する職業能力評価制度として、新たに団体等検定を創設（令和6年3月1日）

※合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

	技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
概要	名称独占の国家資格（技能士）	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）
実施機関	都道府県又は民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
対象技能・対象者	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象	・地域産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象 （検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・実施機関の雇用労働者以外も対象	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者）
評価方法	・学科試験＋実技試験により評価 ・労働者のスキル向上に資するため、原則として複数等級		

新 スキルの向上を処遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業

令和7年度当初予算案 52百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- 就業人口の約6割を占める「現場人材」の構造的賃上げを実現するためには、スキルの向上の支援と向上したスキルを正當に評価する仕組みが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針（2024年）においても「幅広い業種(建設、物流、観光等)において、業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定の活用を促進する」とされている。
- 現場人材が活躍する分野にスキルを正當に評価する仕組みを広げるため、現状の国家資格・民間資格と処遇との関係を、業界内の労使団体の協力を得て、実態調査やヒアリングを通じて整理・明確化するとともに、必要に応じて技能検定、団体等検定等の創設の検討を進める事業を実施する。
- 令和7年度は厚生労働省職業能力評価基準が一定程度作成されている観光・物流等の分野から2分野選定して実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】

- ① 業界内における国家資格・民間資格の把握・整理
- ② 把握した資格と処遇(雇用形態、職務範囲、賃金等)の現状を把握（個別企業のヒアリングやアンケート調査を活用）
- ③ ②で把握した関係を元に、業界内の資格のラダーを作成し、標準的なキャリアラダーを整理
※ 技能検定や、現在先行し実施されている、建設関係のCCUS、IT関係のIPAのように、複数階級による段階的なラダーの整備を想定
- ④ 資格制度を活用した処遇改善に関する取り組み（好事例）

①学識経験者・労使団体代表からなる検討会の設置

【令和7年度実施予定候補分野】

- ▶観光
・ホテル業
・添乗サービス業
- ▶物流
・ロジスティック分野
・マテリアル・ハンドリング分野

②ヒアリング・アンケート調査により、業界内の国家・民間資格と処遇との関連を調査・整理

③結果のとりまとめ

報告書・好事例集

＞ 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

拡充

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

令和7年度当初予算案 537億円 (540億円) ※ () 内は前年度当初予算額

人材開発統括官付訓練企画室 (内線5926、5600)
職業安定局総務課訓練受講支援室 (内線5336、5273)

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	9/10			1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

2 事業の概要

令和5年度事業実績(速報値): 公共職業訓練(委託訓練)9,788人/求職者支援訓練14,915人/生産性向上支援訓練13,682人

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

(1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)

(2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練(DX関連)の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練(DX関連)の機会を拡充する(+3,000人) **【拡充】**

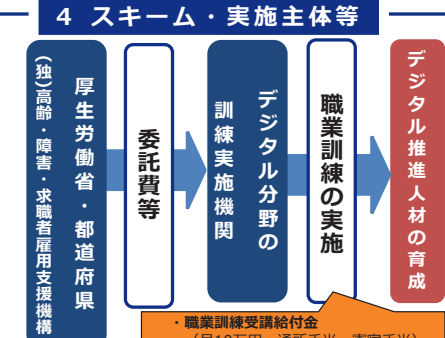
④デジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。
※①～②は令和8年度末までの時限措置

3 訓練コースの質・量の確保の取組

訓練コースの質・量の確保のため、デジタル分野の訓練を含む公共職業訓練(委託訓練)の一部コース及び求職者支援訓練の委託費等の単価を1人当たり月3,000円引き上げる **【拡充】**

4 スキーム・実施主体等



＞ 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進

デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業

人材開発統括官付政策企画室 (内線5963)

令和7年度当初予算案 14億円 (15億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

生成AIを含むデジタル人材の育成が急務である中、以下の2つのタイプの人材はOFF-JTだけでは不十分で実務経験が必要とされている。

①他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者は、公的職業訓練等を修了し一定のスキルを得ても未経験のため就職率が低い傾向(※1)。

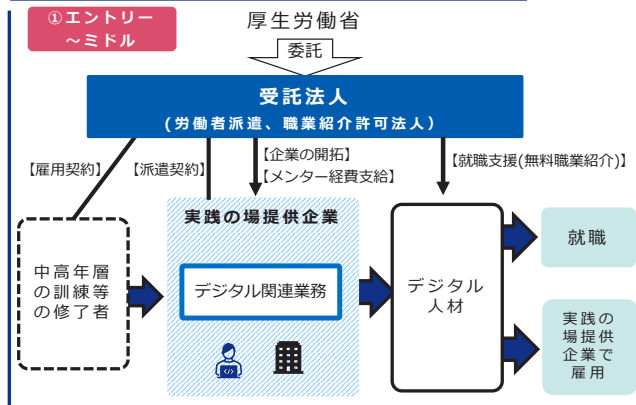
②IT以外の産業分野の企業のDX推進のためには、企業内に、DXを推進する人材が必要だが、こうした人材は座学講座だけでは不十分で、実践の場を通じて経験を積むことが必要(※2)。

このため、①、②のケースのための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。(事業実施期間: 令和5年度～7年度)

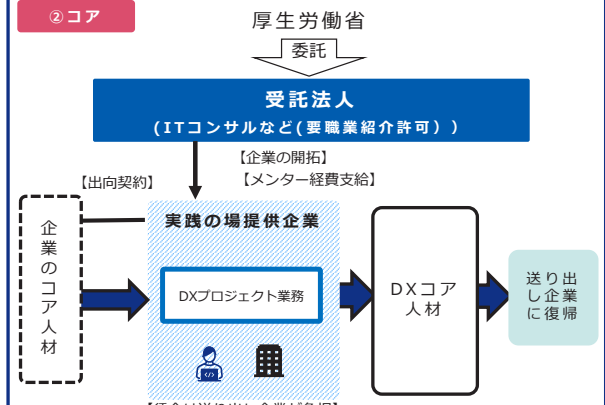
※1 公共職業訓練修了後の就職率 全体20歳代68.2%、デジタル65.7%、**全体35歳以上63.0%、デジタル53.5%**(令和3年度 公共職業訓練(都道府県分))
※2 デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」(59.3%)を実施しているものの、「取り組んでいるがDXにつながらない」(28.2%)、「推進できる人がいない」(27.4%)傾向がある。
育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」(65.6%)、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」(46.2%)などと考えられており、現場でのアウトプットも含めた「実践的な学び」の機会が必要(パーソルプロセス&テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① エントリー～ミドル



② コア



令和7年度当初予算案 41百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

多様な媒体の活用等を通じ、job tag、しょくばらぼ等の労働市場情報等に見える化する各種コンテンツの周知広報を行う。
また、職業、職場その他労働に関する情報を一元的に提供するポータルサイトを構築し、求職者等の職業理解やリスクリング、よりよい職場選択のために必要な情報を含め、労働に関して多岐に渡る情報へのアクセスを容易にし、キャリアコンサルタントによる活用等を通じて求職者等の円滑な労働移動を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- job tag、しょくばらぼ等のウェブやSNS等を活用した広報
- 労働市場情報ポータルサイト【仮称】の構築

実施主体：委託事業（民間事業者）

※労働市場情報ポータルサイト【仮称】



【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2024」

第2章1（2）三位一体の労働市場改革

成長分野への労働移動の円滑化については、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の整備・集約を進めるとともに、2025年度に、リスクリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備を開始する。

➤成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

職業安定局雇用開発企画課
（内線5785）

令和7年度当初予算案 137億円（143億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

2 事業の概要・スキーム

① 成長分野メニュー

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

② 人材育成メニュー

就労経験のない職業※1に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※2を行ったうえで賃金引き上げ※3を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

※1 ①の成長分野以外も対象。

※2 50時間以上の訓練などが対象。

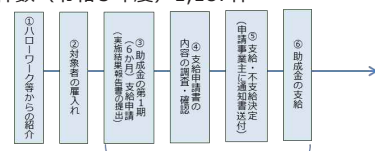
※3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

3 実施主体等

実施主体：国

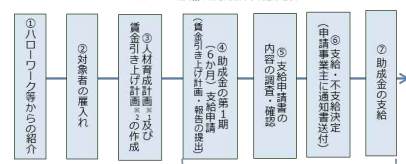
事業実績：支給決定件数（令和5年度）1,187件

① の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

② の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要

※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

➤副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充

拡充

副業・兼業に関する情報提供モデル事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
(内線5787、5878)

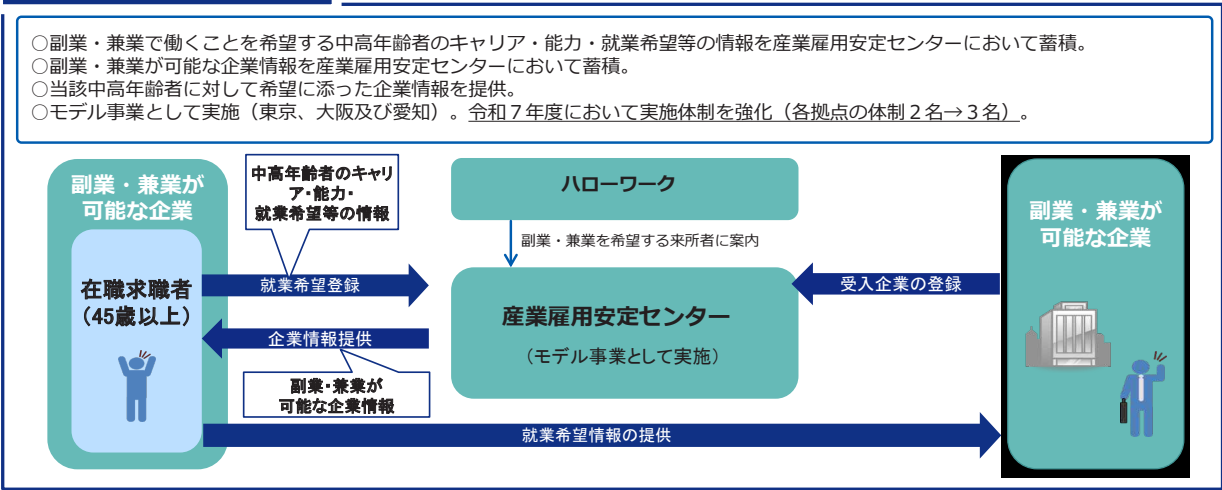
令和7年度当初予算案 44百万円 (29百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会	子会特会	一般
労災	雇用	徴収
	育休	会計
	○	

1 事業の目的

(公財)産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。なお、高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業との連携を見据えて、キャリア人材バンク事業の登録者に対して、必要に応じて副業・兼業を活用することとし、在職中から就業予定の業務に従事させる試行的取組を進める。

2 事業の概要・スキーム



○人材確保の支援
➤ハローワークの専門窓口(人材確保対策コーナー)の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化

拡充

人材確保対策総合推進事業(人材確保対策コーナーにおける就職支援の強化)

職業安定局総務課人材確保支援総合企画室(内線5852)

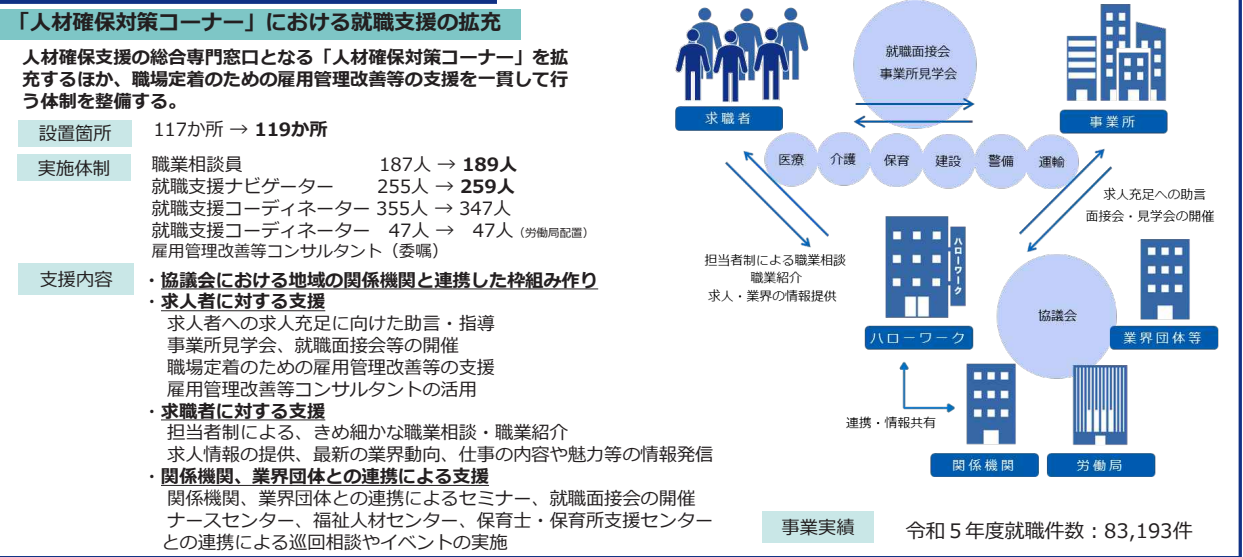
令和7年度当初予算案 50億円 (48億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会	子会特会	一般
労災	雇用	徴収
	育休	会計
	○	

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等(※)への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。(※求人倍率の高い人材不足分野)
地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➤雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援（再掲）

拡
充

人材確保等支援助成金

職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室
(内線5850)

令和7年度当初予算案 20億円 (35億円) (※1)
()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、建設、介護分野等において人材不足が顕著となっている。
人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

実施主体：都道府県労働局

I 中小企業団体助成コース

- ✓ 改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額 600～1,000万円）する。

II 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース（受付再開・見直し）【制度要求】

- ✓ 雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、雇用管理制度は1制度導入につき20万円又は40万円（※2）ずつ支給（上限額80万円）し、雇用環境整備は機器等の導入に要した経費の1/2（上限額150万円）を支給する。

（※2）賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度は40万円

さらに、賃上げ要件（5%以上）を満たした場合は、各支給額の25%分を上乗せ支給する。

（※）人事評価改善等助成コースは、雇用管理制度・雇用環境整備助成コースの「雇用管理制度（人事評価制度）」として統合する。

III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

V 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

VI 外国人労働者就労環境整備助成コース

VII テレワークコース

※1 令和7年度予算案の額及び令和6年度予算額には、III～VIIのコースを含めない。

➤シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

シルバー人材センター等補助金

（高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業）

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5822)

令和7年度当初予算案 141億円 (141億円) ※1内は前年度当初予算額
令和6年度補正予算額 6.6億円

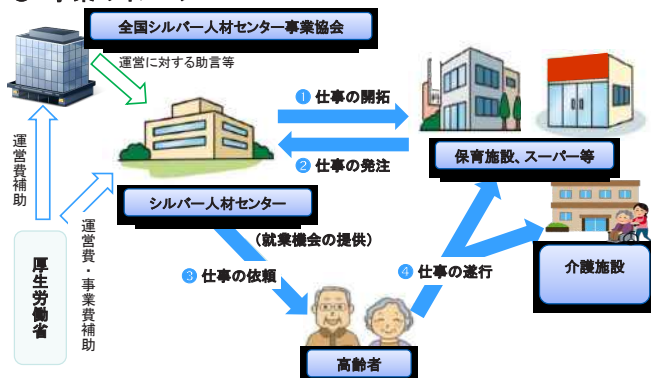
労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	1/2			1/2

1 事業の目的

- ・高齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、その事業費を補助する。
- ・また、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務等を切り出すとともに、シルバー人材センターを利用したことがない介護施設にシルバー人材センターを1カ月無償で活用してもらうことによって、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業のイメージ



○実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会

1. ○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、
福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、
清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

○補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

○事業実績

就業延人員数：61,455,354人日(令和5年度)

高齢者活躍人材確保育成事業

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5826)

令和7年度当初予算案 16億円 (15億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区			子子特区	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

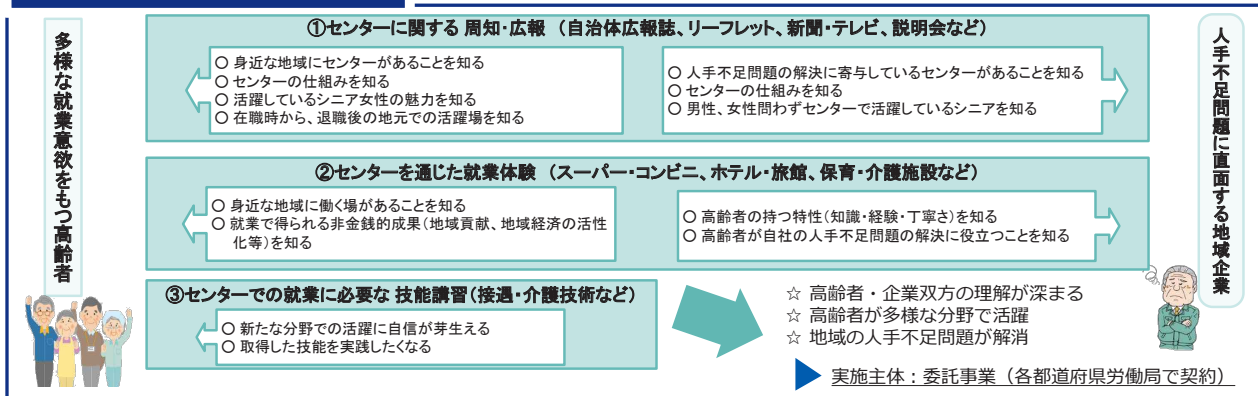
1 事業の目的

- 労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代の活躍を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題。
- 高齢者の中には、退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由により働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいかわからない企業も存在する。
- そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下、センターという）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

2 事業の概要

- 以下の取組により、センターの新規会員獲得や新たにセンターを活用する企業の増加を目指す。
 - ①高齢者・企業に対するセンターの周知・広報の実施
 - ②高齢者・企業がセンターへの理解を深めるため、就業体験の実施
 - ③センターでの就業に必要な技能講習の実施
- また、既にセンターの会員であるが新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験や技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。
- 実績：令和5年度新規入会者数 19,094人

3 事業スキーム・実施主体等



外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

外国人求職者等への就職支援

職業安定局外国人雇用対策課（内線5773）

令和7年度当初予算案 14億円 (14億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区			子子特区	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	7/10			3/10

1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援

→外国人雇用サービスセンターを、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと連携したきめ細やかな就職支援を実施。

- 定住外国人に対する支援

→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

I. 外国人雇用サービスセンター（4拠点）

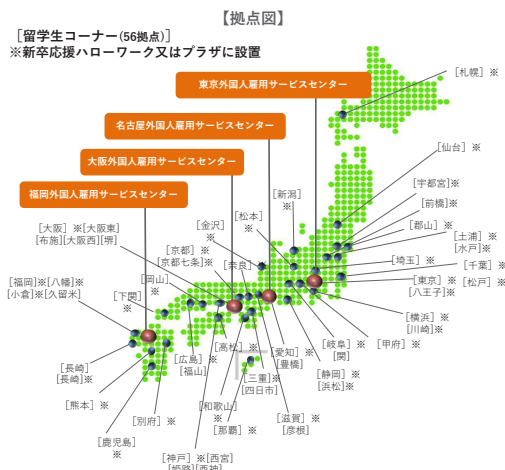
留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

II. 留学生コーナー（56拠点）

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員によるきめ細やかな就職支援を実施

III. 外国人雇用サービスコーナー（139拠点）

定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。



外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等

職業安定局外国人雇用対策課
(内線5729)

令和7年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子子特区	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められる。

本事業経費は、外国人を雇用する事業主に対する支援として、
 ▶ 外国人労働者の特性に応じた適正な雇用管理の確保のための助言・指導
 ▶ 外国人雇用状況届出による外国人労働者の就業状況の的確な把握
 等の実施のために必要な体制整備の経費である。

◆ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和6年度改訂)
 (令和6年6月21日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
 (2) 具体的施策
 ウ 「育休期間」を中心とした外国人に対する支援等
 ③ 適正な労働環境等の確保
 ○ 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。
 さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。
 (厚生労働省) 《施策番号99》

2 事業の概要・スキーム

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
- 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事業等への対応
- 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助
 これらに対応した労働局・ハローワークの体制整備



就職支援コーディネーター (外国人雇用管理分)	職業相談員 (外国人雇用管理分)	外国人雇用管理アドバイザー (委嘱)
- 外国人雇用管理指針に基づく、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助 - 入管庁の在留管理情報と突合できない事業等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など	《就職支援コーディネーターの業務補助》 - 事業所訪問指導等の事前準備 - 入管庁の在留管理情報と突合できない事業等、外国人雇用状況届出に関する情報整理、事業主が行う届出手続きの援助 など	外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助 ※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

3 実施主体等

【実施主体】国 (都道府県労働局、ハローワーク)

【実績 (令和5年度)】

就職支援コーディネーター (外国人雇用管理分) : 113人
 職業相談員 (外国人雇用管理分) : 113人
 外国人雇用管理アドバイザー (委嘱) の活動件数 : 6,138件

外国人雇用対策に関する実態調査事業 (適正な外国人材の確保に向けた実態調査)

職業安定局外国人雇用対策課
(内線5720)

令和7年度当初予算案 45百万円 (19百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

我が国における外国人労働者数 (令和5年10月末時点) は過去最多となる約205万人を記録した。対前年比で10%以上増加しており、10年前の約3倍となっている。外国人労働者をとりまく状況については、令和6年3月には、特定技能労働者の向こう5年間の受入見込み数が従来の35万人から82万人に引き上げられるとともに、同年6月には技能実習制度を発展解消した育成就労制度の創設を盛り込んだ入管法改正法案が成立しており、少子高齢化を背景に将来的な労働力不足が見込まれる中で、我が国の外国人労働政策は重要性を増している。

一方、世界的な人手不足傾向等を背景に外国人材の獲得競争は激化しており、これまで我が国に多数の人材を送り出している国々 (フィリピン等) からの送り出しについても、これまでのような増加を見込みにくいものとなる。こうした状況の中で将来に渡って適切な人材確保を行っていくためには、これまで我が国への送り出し実績の乏しい国からの受入を拡大していくことが可能かどうかについても分析していく必要がある。そのため、これまでの主要送り出し国以外の国の中から、潜在的に送り出し国となり得る国々についての調査を行い、それらの国々からの受入を進める可能性について調査を行う。

2 事業の概要・スキーム

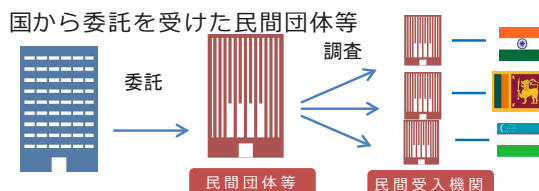
国から委託を受けた民間団体等が、以下の事業を実施する。

(1) 国外にわたる労働市場等に関する調査
 主要送り出し国以外の国を対象として国外にわたる職業紹介や技能実習生候補の確保を行っている機関に対し、我が国や送り出し国における実態や国外における人材確保に関する取組をアンケートやヒアリング等により調査するとともに、諸外国における制度的対応について文献やヒアリング等により明らかにする。

(2) 研究会の開催

(1) の事項に関する学識経験者等で構成される研究会を開催し、具体的な調査項目、調査方法、実効的な方策等について検討する。

3 実施主体等



送り出し実績の乏しい国からの受入を行っている機関の実態について、ヒアリング等により調査

学識経験者等からなる研究会を開催し、実効的な方策等について検討

外国人雇用実態調査事業

職業安定局外国人雇用対策課（内線5645）

令和7年度当初予算案 1.1億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区	労働特区	労働特区	労働特区	労働特区
労災	雇用	徴収	育休	一般会計
	○			

1 事業の目的

- ▶ 外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の学歴、入職経路、前職に関する事項等について、その実態等を産業別、規模別、在留資格別等に明らかにするとともに、今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ **調査対象**
外国人労働者を雇用する事業所及び当該事業所に雇用される外国人常用労働者
- ▶ **報告を求める事項**
事業所調査：事業所の属性情報、雇用する労働者の属性情報、現在の雇用状況
労働者調査：外国人特有の属性情報、入職経路、生活状況
- ▶ **調査方法**
郵送にて調査票配布。回答は郵送またはオンラインで受付。
労働者票についてはやさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語の5言語に対応。
- ▶ **実施時期**
報告基準日：9月30日
調査実施時期：秋頃実施
- ▶ **実施主体**
統計法に基づく一般統計調査として実施。
調査に係る事務作業（印刷、発送、問い合わせ・督促対応、入力、集計等）は民間団体に委託。

○障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等

➢ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

職業安定局障害者雇用対策課（内線5301）

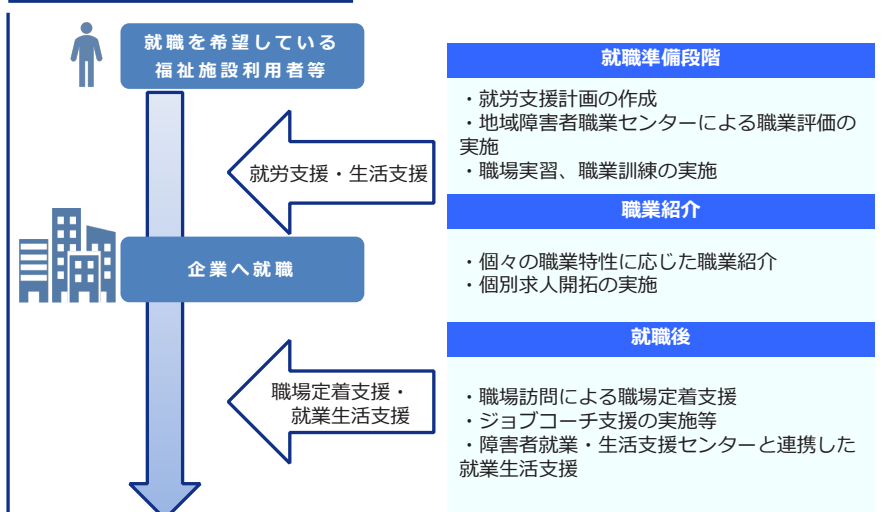
令和7年度当初予算案 17億円（17億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区	労働特区	労働特区	労働特区	労働特区
労災	雇用	徴収	育休	一般会計
	○			

1 事業の目的

- ・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校 等

その他の支援者

- ジョブコーチ
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：55.6%（令和5年度）

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301、5854)

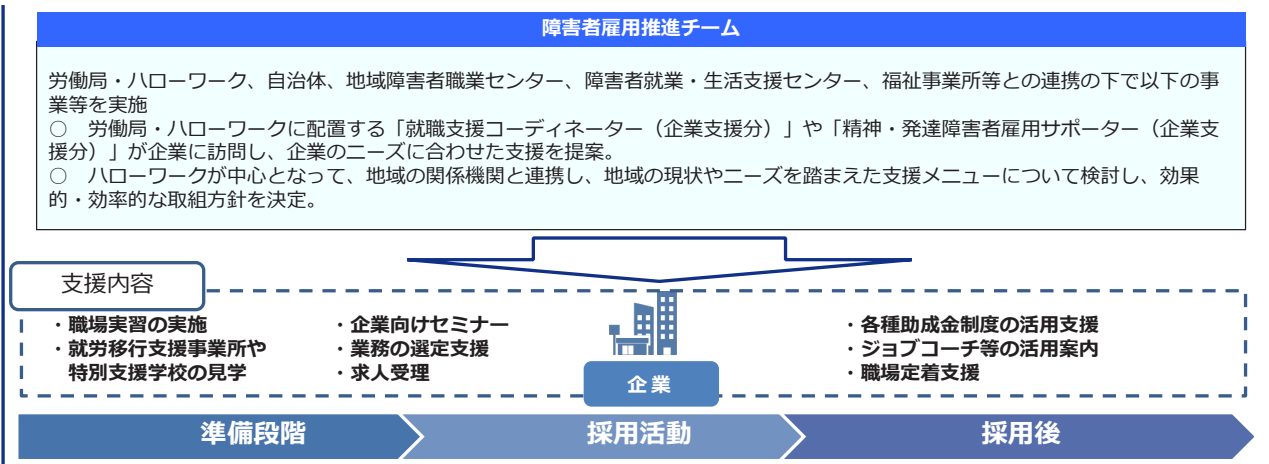
令和7年度当初予算案 10億円 (10億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、企業内の体制整備、求人条件の設定、求職者とのマッチング支援等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 事業実績

○ 企業向けチーム支援事業の対象事業所のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合：52.6%（令和5年度）

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援（精神・発達障害者雇用サポーター）

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

令和7年度当初予算案 19億円 (19億円) ※ () 内は前年度当初予算額

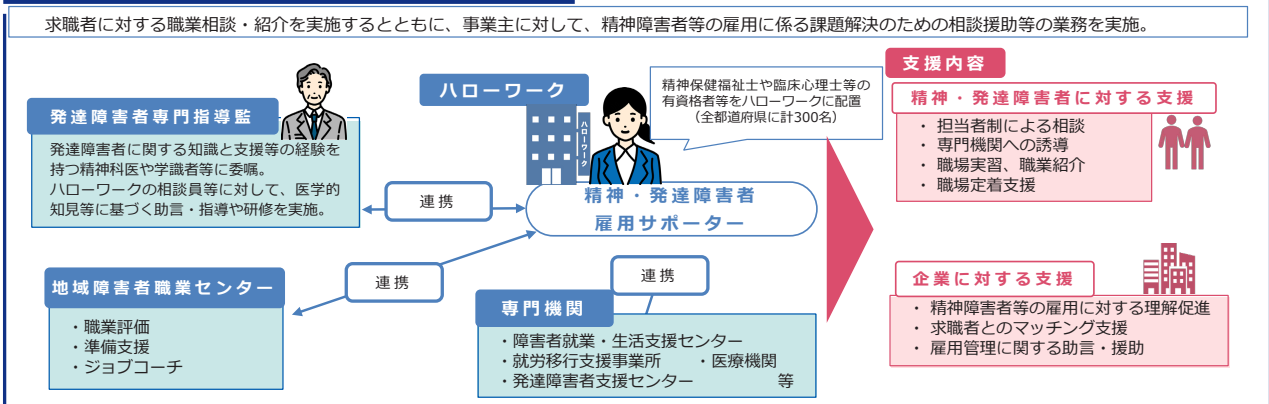
労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

○きめ細やかな支援を要する精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。

○ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



3 事業実績

・精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 84.3%

・発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 86.5%（令和5年度）

難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

職業安定局障害者雇用対策課（内線5860）

令和7年度当初予算案 3.4億円（3.3億円）※（）内は前年度当初予算額

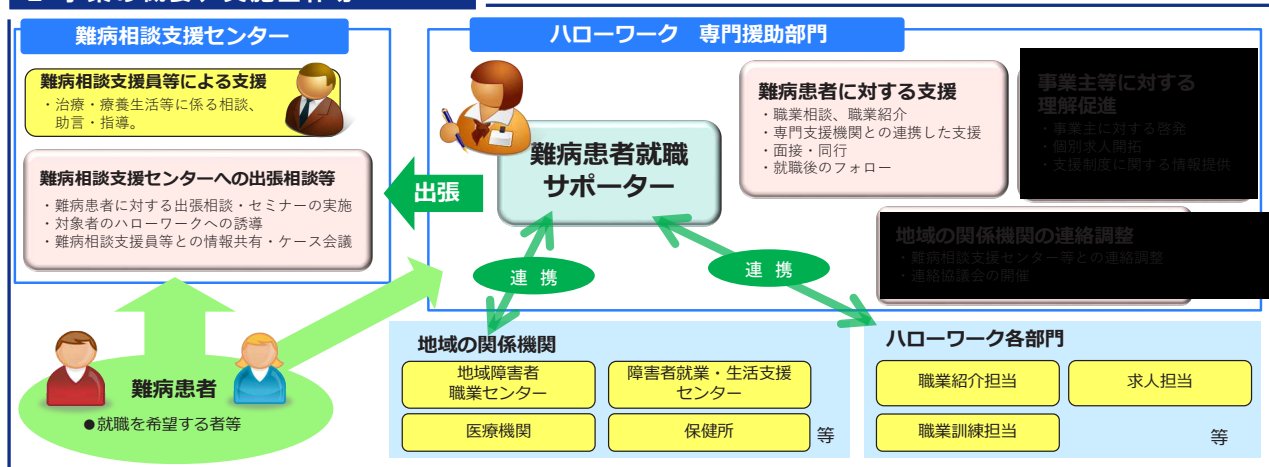
労働特区		子育て会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	1/2		1/2

1 事業の目的

- ハローワークに「難病患者就職サポーター」（※）を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

※ 配置数：全国51人
配置場所：ハローワークの専門援助窓口
採用要件：医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上等
事業実績：難病患者就職サポーターによる就職率70.7%（令和5年度実績）

2 事業の概要、実施主体等



障害者雇用相談援助事業の適正な実施等

職業安定局障害者雇用対策課（内線5301）

令和7年度当初予算案 3.0億円（3.0億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区		子育て会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	49/50		1/50

1 事業の目的

- 今後、法定雇用率の段階的な引上げと除外率の引下げが予定されている中で、企業に対する支援の強化が求められている。
- このため、特に障害者雇用に関するノウハウを十分に有しない中小企業等を中心に、雇入れから雇用管理、職場定着までの一体的な伴走型支援を実施し、着実な雇入れを実現するために「障害者雇用相談援助助成金」が創設された。本助成金を活用した障害者雇用相談援助事業における相談援助等の質を担保する等適切な事業運営を図る必要がある。
- また、地域の就労支援機関等関係機関のネットワークの構築、連携強化、相互理解を図ることを通じて、引き続き、企業における一般就労の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

- ・ 就職支援コーディネーター（地域連携推進分）を配置し（52名）、以下の業務を実施する。
- ①「障害者雇用相談援助助成金」の活用対象となる「雇用管理に関する援助を実施する事業者」の認定、雇用管理に関する援助を行う事業者への助言・相談、助成金活用企業に対する助言・指導、実態調査対応業務等
- ②都道府県労働局・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関や関係機関とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、地域連携推進協議会の開催、地域資源の情報管理等
- ③職場実習受入事業所・就労支援機関等との連絡調整、就労支援セミナー・事業所見学会の実施に係る調整等

【障害者雇用相談援助事業の運営】



実施主体（その他の事業含む）

都道府県労働局・ハローワーク

事業実績

- ◆ ハローワークにおける障害者の就職件数：110,756件（令和5年度）

就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

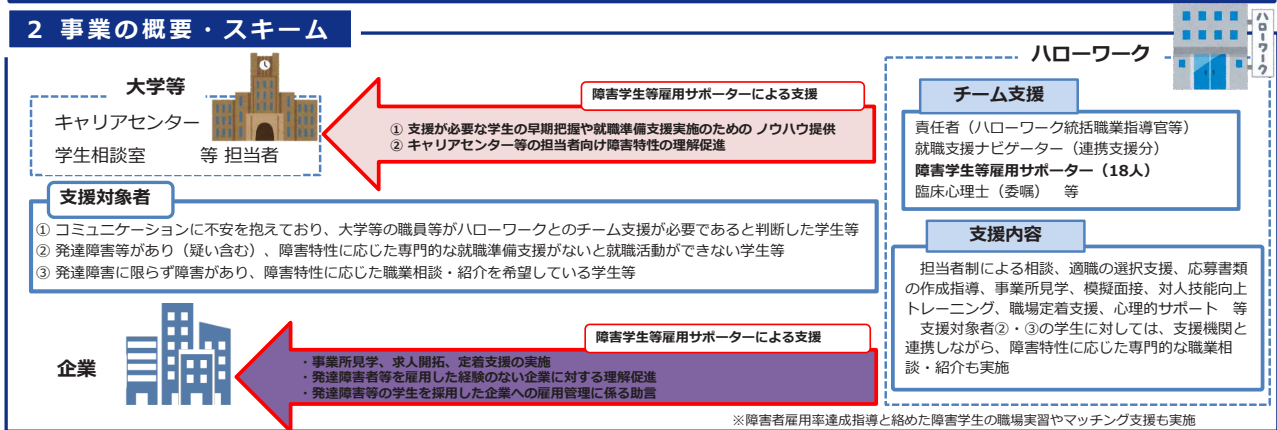
令和7年度当初予算案 1.2億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区	子育て	一般
労災	雇用	徴収
	1/2	1/2

1 事業の目的

発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生や、発達障害に限らず障害があり、障害特性に応じた就職支援を必要としている学生等への支援の実施のために、大学等と連携して支援が必要な学生等の早期把握を図るとともに、当該学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。
なお、障害があり障害特性に応じた専門的な支援が必要な学生等には障害学生等雇用サポーターによる個別支援を実施。
- 就職準備から就職支援、職場定着支援までのトータル支援を実施。
- ◆ 事業実績：雇用トータルサポーター（大学等支援分）の支援を終了した学生等のうち、就職した者の割合76.4%（令和5年度）

➤ 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和7年度当初予算案 85億円（85億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区	子育て	一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- さらに、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

2 事業の概要等

<就業面の支援>

- ・ 就職に向けた準備支援
（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・ 障害者の特性、能力に合った職務の選定
- ・ 就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・ 障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・ 関係機関との連絡調整

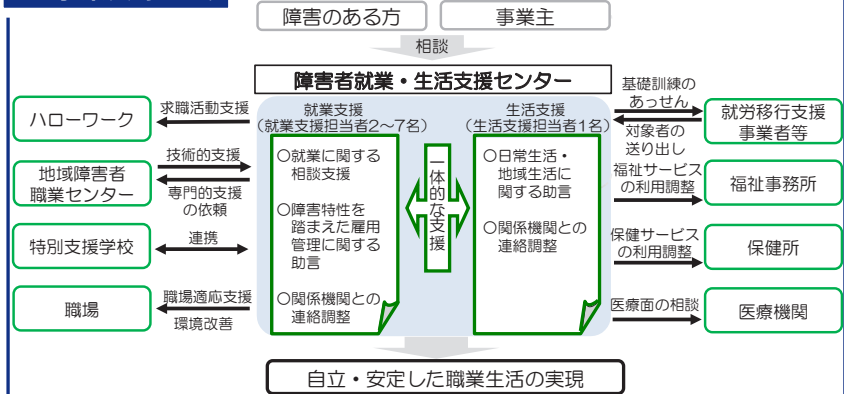
<生活面の支援>

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

<実施主体>

- 都道府県知事が指定した法人
- ・ 一般社団法人 ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般財団法人 ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人

3 事業スキーム



4 事業実績（令和5年度）

- 支援対象障害者数：223,532人
- 相談・支援件数：支援対象障害者1,276,210件 事業主468,661件
- 就職件数、就職率（一般事業所）：15,979件、78.8%
- 職場定着率（1年）：81.1%

➤就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ミドルシニアの就職支援のためのハローワーク専門窓口設置
及び担当者制による支援

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5634）

令和7年度当初予算案 20億円（20億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	徴収
	○	
		育休
		会計

1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含むミドルシニアの不安定就労者の中には、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
 - こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- ＜専門窓口数＞ 92か所
＜体制＞ 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）
就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）
職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金

職業安定局雇用開発企画課（内線5785）

（特定就職困難者コース・中高年齢者安定雇用支援コース（仮称）・就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置））

令和7年度当初予算案 468億円（469億円）※（）内は前年度当初予算額

特定就職困難者コース 440億円（410億円）
中高年齢者安定雇用支援コース（仮称） 9億円（0億円）
就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置） 20億円（22億円）
昨年度限りの経費 0億円（37億円）

労働保険特別会計	子子特会	一般
労災	雇用	徴収
	○	
		育休
		会計

1 事業の目的

高齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

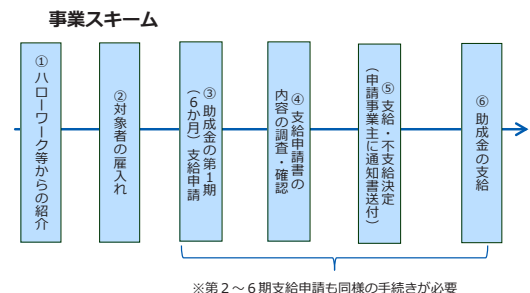
2 事業の概要

助成金の種類	対象労働者	助成内容	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	・ 高齢者（60歳以上） ・ 母子家庭の母等 ・ 障害者 ・ ウクライナ避難民等	1～3年	30～240万円 （2～6期に分けて支給）
中高年齢者安定雇用支援コース（仮称）	35歳～59歳の不安定雇用就労者	1年	30～60万円 （2期に分けて支給）

- ※ 中高年齢者安定雇用支援コース（仮称）を令和7年度から新設
- ※ 就職氷河期世代安定雇用実現コースは、令和6年度限りで廃止。（経過措置分のみ要）
- ※ 助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。
- ※ 支給額は、支給対象期（6か月）ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。

3 実施主体等

実施主体：国
事業実績：支給決定件数（令和5年度）
・ 特定就職困難者コース：139,788件
・ 就職氷河期世代安定雇用実現コース：7,281件



拡
充

中高年世代活躍応援プロジェクト

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（5302・5695）

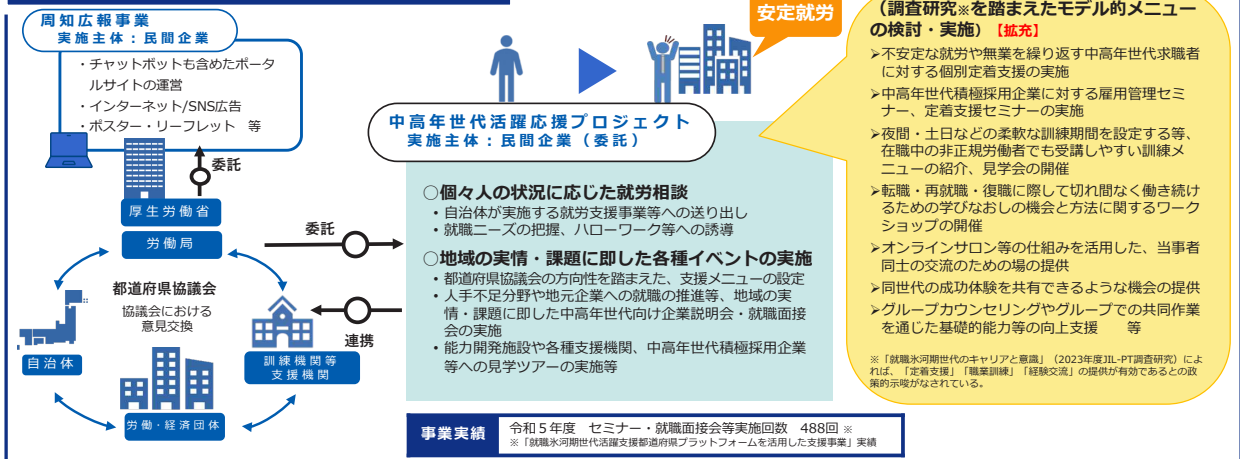
令和7年度当初予算案 5.6億円（5.1億円）※①内は前年度当初予算額

労働特区		子子特	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年世代には、非正規雇用期間が長く、正規雇用と比べて能力開発機会が乏しいため、処遇面も含めて現在も厳しい状況にあり、自己評価が低い傾向があるほか、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在。
- このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援。
- 具体的には、
 - ・労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援の方向性を取りまとめ、その具体化と実施を民間企業に委託。
 - ・委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして支援事業のメニューを作成し、展開。
 - ・また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援をワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➢ 非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援

拡
充

キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5268）
職業安定局障害者雇用対策課（内線5868）

令和7年度当初予算案 962億円（1,106億円）※①内は前年度当初予算額

令和5年度実績：65,598件

労働特区		子子特	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

うち雇用環境・均等局計上分 957億円（1,101億円） うち職業安定局計上分 5億円（5億円）

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたい）の非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名/コース内容		支給額（1人当たり）	加算措置等/加算額
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	【重点支援対象者※】 有期→正規：80万円（60万円） 無期→正規：40万円（30万円） 【左記以外】 40万円（30万円） 20万円（15万円） ※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人	正社員化コース ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円（30万円）
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：90万円（67.5万円） ②有期→無期：45万円（33万円） ③無期→正規：45万円（33万円）	
	賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上4%未満：4万円（2.6万円） ②4%以上5%未満：5万円（3.3万円） ③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円） ④6%以上：7万円（4.6万円） 上限人数：100人	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円（45万円） 1事業所当たり 1回のみ	
処遇改善支援	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり 40万円（30万円） 1事業所当たり 1回のみ	賞与・退職金制度導入コース ■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）
	社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者等を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 ※労働時間の延長は、週当たり4時間以上等	(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1） (2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円	※（ ）は、大企業の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。
年収の壁・支援強化パッケージ			

フリーター等に対する就職支援

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
(内線5337)

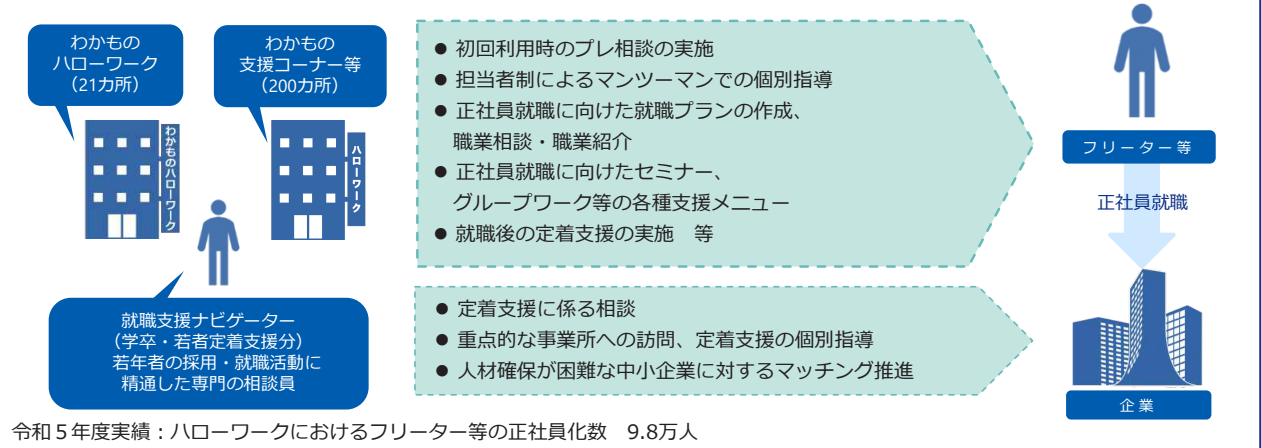
令和7年度当初予算案 24億円 (24億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- フリーターは長期的には減少傾向にあるものの、令和5年には全国で約134万人と2万人増加した。フリーターは収入やキャリア形成、社会保障など様々の面で課題があり、フリーターとしての期間が長期化することは経済社会全体にも影響を及ぼしかねない。
- また、正社員として就職したが早期に離職する等、不本意な非正規雇用を続ける若年者も一定程度存在している。
- そのため、正社員就職を希望するおむね35歳未満の求職者であって、フリーターを始めとした臨時的・短期的な就業や失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い方や、非正規雇用の就業経験が多い方、正社員就職後短期間で離職した方などについて、「わかものハローワーク」等を拠点とした計画的で一貫した就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施

人材開発統括官付訓練企画室
(内線5923)

令和7年度当初予算案 3.1億円 (3.1億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

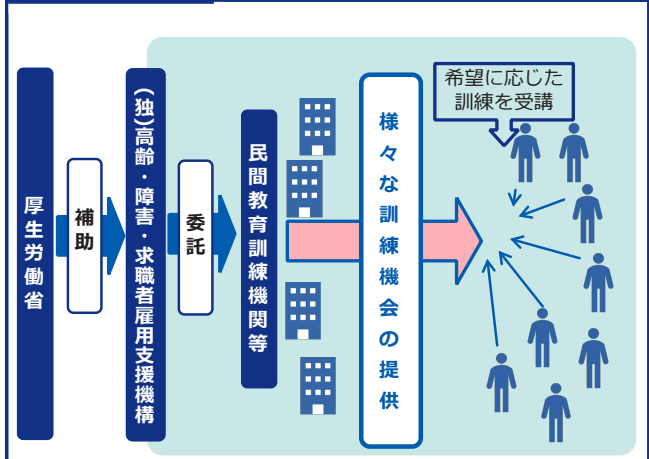
変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が71.4%に対し、正社員以外に対しては28.3%と、正社員以外の能力開発機会が少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組みを構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を引き続き試行的に、非正規雇用労働者等に対して提供する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 試行事業の実施
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施し、好事例となる取組を収集する。
- (2) 試行事業の内容等
- ア 対象者
主に非正規雇用労働者 720名
- イ 実施方法等
受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン (オンデマンド、同時双方向) 形式を効果的に組み合わせて実施することを想定。
- ウ 総訓練時間・受講可能期間
150時間程度。受講可能期間最大6か月
- エ 受講継続等の支援策
実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

3 実施主体等



➤ 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進

拡充

高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金）

労働基準局安全衛生部
安全課（内線5488）

令和7年度当初予算案 7.6億円（6.9億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

【現状】

- 高年齢労働者が増加する中、それを上回るペースで高年齢労働者による労働災害の増加が続いている。この要因としては、加齢による身体機能の低下により、高年齢労働者の労働災害発生率が若年層と比較して高くなっていることが挙げられる。
- 高年齢労働者の安全の確保のためには、身体機能の低下を補う施設、設備、装置等の改善や高齢者の特性を考慮した作業内容の見直し（職場環境の改善）が重要であり、厚生労働省ではその具体策を示した「エイジフレンドリーガイドライン」の周知を図っている。
- また、エイジフレンドリー補助金（R6予算：6.9億円）により、ガイドラインに基づき職場環境の改善を行う中小企業事業者を支援している。

【課題】

- 高年齢労働者の労働災害を効果的に防止するためには、リスクアセスメントを実施して事業場の状況を踏まえた優先順位を付けた上で対策を実施する必要があるが、補助金の対象となる中小企業事業者では独自にリスクアセスメント結果に基づく優先順位付けをすることが困難である。

※ 補助金の利用状況は好調であるが、老朽化対策や生産性の向上が主目的の申請も多い（労働災害防止対策と認められない申請は不交付としている。）

【必要性】

- 令和7年度は、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、エイジフレンドリー補助金を拡充し、エイジフレンドリー総合対策コース（補助率：4/5）を新設する。

※ 専門家によるリスクアセスメントにより事業場の課題を洗い出した上で、優先順位の高い対策を実施するため、他のコースよりも補助率を高く設定

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者 (3) 実施主体：一般社団法人等
(2) 補助対象、補助率、上限額（下表参照） (4) 事業実績：令和5年度交付件数…1,078件

	エイジフレンドリー総合対策コース【新設】	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【既存】	職場環境改善コース【既存】	コラボヘルスコース【既存】
補助対象	・ 専門家によるリスクアセスメントに要した経費 ・ リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い対策に要した経費（機器等の導入・工事の施工等）	・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費	・ 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器等の購入・工事の施工等）	・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	4 / 5	3 / 4	1 / 2	3 / 4
上限額		100万円		30万円

➤ 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化

拡充

地域若者サポートステーション事業

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5937）

令和7年度当初予算案 47億円（46億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算案 4.8億円

労働特区			子育て	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	8/10			2/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



就職者数
12,255人
（令和5年度）

就職等率
71.7%
（令和5年度）

総利用件数
491,394件
（令和5年度）

新規登録者数
17,096人
（令和5年度）



➤ 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備

拡充

外国人技能実習機構交付金

人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室
(内線5603)

令和7年度当初予算案 **76億円 (66億円)** ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。なお、育成就労制度においては外国人育成就労機構に改組される予定。

2 事業の概要・スキーム

＜主な事務＞

- 技能実習計画の認定
- 実習実施者や監理団体への実地検査
- 実習実施者の届出の受理
- 監理団体の許可に関する調査
- 技能実習生に対する相談・援助 等

〔現行制度〕

公布後3年以内に施行される育成就労制度の創設を見据え、法施行と同時に外国人育成就労機構に改組される外国人技能実習機構におけるシステム体制の強化等を行う。

3 実施主体等

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）
※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金：法96条に基づき、国が交付
- 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
- 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
- 本部 〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階
電話番号：03-6712-1523（代表）
ホームページ：<https://www.otit.go.jp/>
- 役員

理事長	大谷 晃大
理事	村松 達也
	近江 愛子
	高澤 滝夫
監事	松田 誠太
	石田 恵美（非常勤）

※令和6年4月1日時点

4 事業実績

技能実習生数（令和6年6月末）：425,714人
監理団体数（令和6年11月）：3,742
実習実施者数（令和4年度末）：64,945

➤ 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進

労働者協同組合の活用促進

雇用環境・均等局勤労者生活課
(内線5363)

令和7年度当初予算案 **80百万円 (62百万円)** ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和7年度は、法施行から2年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な労務管理等の知見の提供、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る。

※労働者協同組合：令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援

普及啓発事業

- ・特設サイトの運営
- ・好事例動画の作成・周知
- ・メールマガジンの発行
- ・オンラインセミナー 等

モデル事業（3カ年・2年次）

拡充

産業保健活動総合支援事業

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和7年度当初予算案 49億円（49億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○ 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者、産業保健スタッフ等に対する研修・情報提供等、②小規模事業場への産業保健サービスの提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の各種支援を行う。

○ メンタルヘルス対策のさらなる促進の観点から、①事業場のストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の取組への個別訪問支援の拡充、②労働者のメンタルヘルスに係る相談対応の拡充など、小規模事業場への支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

労働者健康安全機構

産業保健総合支援センター

地域産業保健センター

○ 「団体経由産業保健活動推進助成金」の助成対象範囲の拡大（50人未満の事業場におけるストレスチェック及び集団分析を追加）

○ 各産業保健総合支援センター（産保センター）において、事業場のメンタルヘルス対策等の取組への支援を行う「メンタルヘルス対策・両立支援促進員」を増員

○ 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）

○ 各地域産業保健センター（地産保）において、医師・保健師等の配置を増員し、高ストレス者の相談対応や医師による面接指導等の産業保健サービスを提供

○ 「中規模事業場産業医活動支援モデル事業」の新設

○ 事業場への個別訪問による産業保健指導

○ 団体経由産業保健活動推進助成金 33（361）百万円

○ 【新規】中規模事業場産業医活動支援モデル事業 211百万円

○ 産業保健関係者の育成 319（327）百万円（産保センター、地産保共通）

○ 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援 4,183（4,077）百万円（全体共通）

○ 情報提供・広報、連絡会議等 103（104）百万円

実施主体：
労働者健康安全機構（補助金）
補助率：10/10

働く人におけるメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和7年度当初予算案 3.0億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○ 精神障害の労災認定件数はこの10年間で2倍に増加しており、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）において、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策を強化することとされた。また、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月策定）において、「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上」等とする目標が設定された。

○ こうした状況を踏まえ、本事業においては、働く人のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリの運営を引き続き行くとともに、50人未満の事業場が利用しやすいストレスチェック実施プログラムの開発のための要件定義の作成を行う。

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

（1）総合的な情報の提供：85（78）百万円

① 事業場向け ※メンタルヘルス対策のより実践的な情報の提供

・事業場規模・業種別のメンタルヘルス対策の取組事例

・職場環境改善ツール

② 労働者向け

・ストレスセルフチェック

・セルフケア（eラーニング）

③ ストレスチェック実施プログラムの要件定義の作成

④ メンタルヘルスシンポジウムの開催

（2）電話・メール・SNS相談窓口：200（227）百万円

労働者等のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談への対応窓口の設置

＜令和5年度実績＞

情報提供	相談
サイトアクセス数：744.0万件	電話：28,176件 メール：4,523件 SNS：8,304件

＜実施主体＞

国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）

健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間管理・健康管理（健康診断結果、ストレスチェック、疲労蓄積度）の実施、助成金や健康相談についての情報提供

14（14）百万円

○仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
 ➤仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援

拡充

両立支援等助成金

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7929)

令和7年度当初予算案 358億円 (181億円) ※()内は前年度当初予算額

令和5年度支給実績：出生時両立支援コース 4,366件

育児休業等支援コース 13,168件

介護離職防止支援コース 1,788件

労働者	労働者	労働者	労働者	労働者
労災	雇用	徴収	育休	一般
				会計

1 事業の目的

※令和6年度補正予算 制度要求

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

コース名/コース内容

出生時両立支援コース

33.8億円 (41.5億円)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始
 ※第2種は第1種未受給でも申請可能

育児休業等支援コース

33.6億円 (40.2億円)

育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰

育休中等業務代替支援コース

266.3億円 (87.8億円)

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施
 ※支給額①②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象

育児休業の働き方

柔軟な働き方選択制度等支援コース

12.1億円 (3.7億円)

育児期の柔軟な働き方に関する制度を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援

介護との両立

介護離職防止支援コース

11.9億円 (5.1億円)

「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）

①第1種（男性の育児休業取得） 1人目 20万円

➤ 対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始

②第2種（男性育児取得率の上昇等） 2〜3人目 10万円

➤ 申請年度の前年度を基準とし、男性育児取得率（%）が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等

60万円

①育児取得時 30万円

②職場復帰時 30万円

※無期雇用者、

有期雇用労働者各1人限り

①育児休業中の手当支給

最大140万円

（「休業取得時」30万円+

「職場復帰時」110万円）

・業務体制整備経費

1人目20万円（社労士委託なしの場合6万円）

・業務代替手当：支給額の3/4

※上限計10万円/月、12か月まで

②育短勤務中の手当支給

最大128万円

（「育短勤務開始時」23万円+

「子が3歳到達時」105万円）

・業務体制整備経費

1人目20万円（社労士委託なしの場合3万円）

・業務代替手当：支給額の3/4

※上限3万円/月、子が3歳になるまで

③育児休業中の新規雇用

最大67.5万円

※①〜③合計で1年度10人まで、初回から5年間

代替期間に応じた額を支給

・最長：7日以上：9万円

・最長：6か月以上：67.5万円

制度2つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円

改正注（※）施行後は

制度3つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度4つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円

（※）柔軟な働き方を実現するための措置

・子の看護等休暇制度有給化支援

制度導入時 30万円 ※1年度5人まで

①介護休業取得・復帰：40万円（※5日以上、15日以上取得・復帰で60万円）

改正注（※）施行後は

制度1つ導入し、対象者が制度を1つ利用 20万円（30万円）

制度2つ以上導入し、対象者が制度を1つ利用 25万円（40万円）

③業務代替支援※5日以上利用。（ ）は15日以上取得・利用の場合

介護休業中の新規雇用等 20万円（30万円）

介護休業中の手当支給等 5万円（10万円）

短時間勤務中の手当支給等3万円（※15日以上利用の場合のみ）

加算措置/加算額

＜出生時両立支援コース＞

①第1種

1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 10万円加算

②第2種

第2種申請時にプラチナくるみ認定事業主であった場合 15万円加算

＜育休中等業務代替支援コース＞

プラチナくるみ認定事業主は、①③を以下の通り割増

①育児休業中の手当支給

業務代替手当の支給額を4/5に割増

③育児休業中の新規雇用

代替期間に応じた支給額を割増

最大82.5万円

・最長：7日以上：11万円

・最長：6か月以上：82.5万円

育児取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合

①〜③に10万円加算（1か月以上の場合のみ）

＜柔軟な働き方選択制度等支援コース＞

対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合 20万円加算

＜各コース共通＞

育児休業等に関する情報公表加算

申請前の直近年度に係る下記①〜③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算

対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育児取得日数

※出生時両立支援コース（第2種）以外が対象。各コースごと1回限り。

環境整備加算 10万円加算

➤ 雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合

拡充

中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7863・7859)

令和7年度当初予算案 3.3億円 (3.4億円) ※()内は前年度当初予算額

労働者	労働者	労働者	労働者	労働者
労災	雇用	徴収	育休	一般
				会計

1 事業の目的

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を受けた、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正を踏まえ、子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施することにより、制度の周知・理解促進を図る。また、育児・介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

＜事業主・労働者支援＞ ※下線部が拡充部分

(1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰、業務の代替等の支援、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入を支援するほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を推進するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。（支援担当者95人→100人）
 ○改正育児・介護休業法に基づく、柔軟な働き方の実現のための個別周知・意向確認等、介護に係る雇用環境整備、個別周知・意向確認等について、好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン・介護支援プラン等策定を支援する。

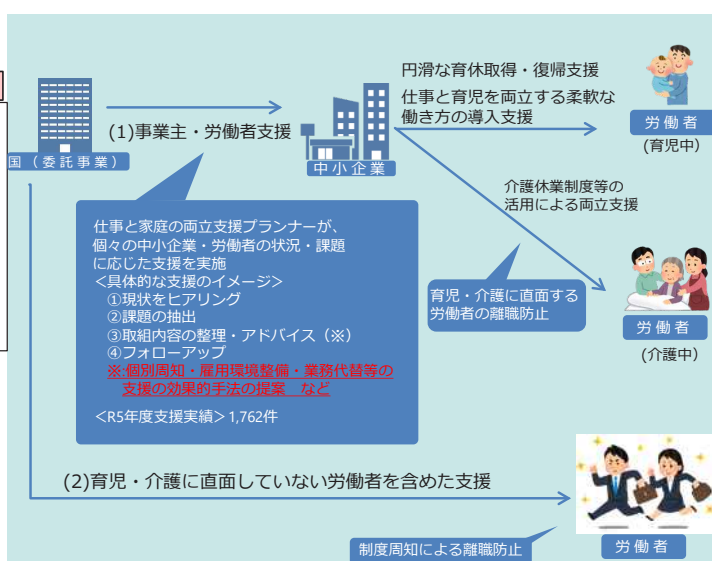
＜介護等に直面していない労働者を含めた支援＞

(2)従業員の介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

介護休業制度等特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の実施や動画の掲載等により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、育児・介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体 民間事業者等（委託事業）

各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得・仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援の促進、介護離職防止等に取り組む



共働き・子育て推進事業（イクメンプロジェクト）

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7859)

令和7年度当初予算案 1.3億円 (1.3億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 共働き・子育て推進事業とは、男性の育休取得促進・柔軟な働き方を実現するための措置の導入・活用促進により、共働き・子育てを定着させていくための事業（イクメンプロジェクト）
- 令和7年度においては、改正育児・介護休業法に沿った両立支援制度導入・活用に向けた企業の取組を促進するシンポジウム・セミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、男性の家事・育児参画を含む仕事と育児に両立に関する意識調査を実施し、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進、共働き・子育てを強力に推進する。

数値目標

- ★ 男性の育休休業取得率：現状 30.1% (令和5年) → 目標 50%* (令和7年)、85%* (令和12年)
※「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)
- ★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5% (令和3年) → 目標 70% (令和7年)



2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○男性の仕事と育児の両立に関する意識調査の実施

- ・若年層の夫婦に対し、男性の家事・育児参画を含む両立に関する意識調査を実施し、調査結果を活用し、共働き・子育ての推進に向けた社会的機運の醸成、企業の両立支援制度の導入・活用の促進を図る

○企業向けシンポジウムの開催

- ・先進的な仕事と育児の両立支援制度を導入している企業の事例を周知・啓発するとともに、経営者や管理職等のパネルディスカッション等を実施することで、企業での両立支援制度の導入・活用の取組を支援する

○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）

- ・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向けセミナーを実施するとともに、今後家事・育児を担う若年層向けセミナー動画制作及びセミナー実施による両立支援制度の導入・活用を促進
- ・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに資料等の充実を図る

○業種別の好事例の展開

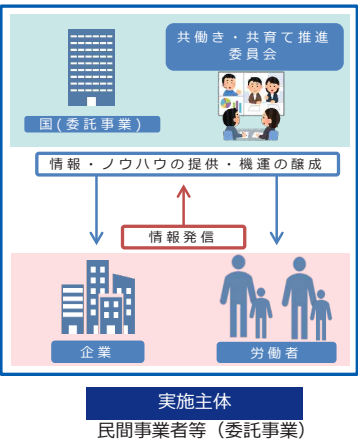
- ・育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や仕事と育児の両立に関する効果的な取組事例などを業種別に収集・発信する

○普及啓発資料の作成

- ・育児休業制度及び「柔軟な働き方を実現するための措置」の活用事例、男性の家事・育児に関する意識啓発の内容等を盛り込んだ「父親の仕事と育児両立読本」の作成・情報発信をするとともに、ミニリーフレットの作成及び母子健康手帳との同時配付等による周知を実施

○公式サイト運用

- ・改正育児法等の周知や家事・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用
＜令和5年度実績＞イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 約85万件



共働き・子育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設

新規

共働き・子育て推進のための給付の創設

職業安定局雇用保険課
(内線5138、5757)

令和7年度予算案 792億円 (ー) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
		○	

1 事業の目的

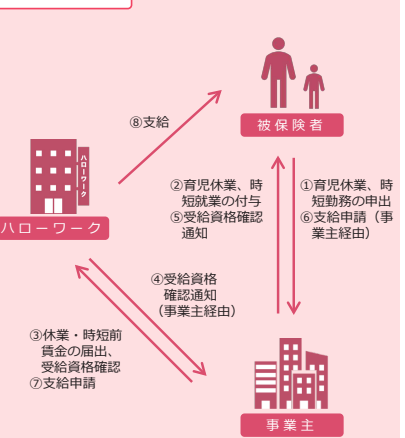
若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・子育て」を推進する必要がある。

- ・特に男性の育休休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、現行の育児休業給付に加え、雇用保険制度において新たな給付を行う。
- ・育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において新たな給付を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	・ 休暇開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること ・ 被保険者が子の出生後8週間（注）以内に14日以上育児休業をしたこと ・ 配偶者が子の出生後8週間（注）以内に14日以上育児休業をしたこと （注）産後休業をした場合は16週間	・ 休暇開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと ・ 2歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数（最大28日）×休業前賃金額の13%相当額 ※ 育児休業給付（休業前賃金額の67%相当額を支給）と合わせて80%（手取り10割）相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超～100%未満の場合は、給付率を逡減させる
財源	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援納付金（※）」 ※ 令和7年度は子ども・子育て支援金（支援納付金）の収納開始（令和8年度～）前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用	

スキーム



➤勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線5194）

令和7年度当初予算案 52百万円（54百万円）※（）内は前年度当初予算額

「多様な正社員」等の多様な働き方の実現のための環境整備の推進

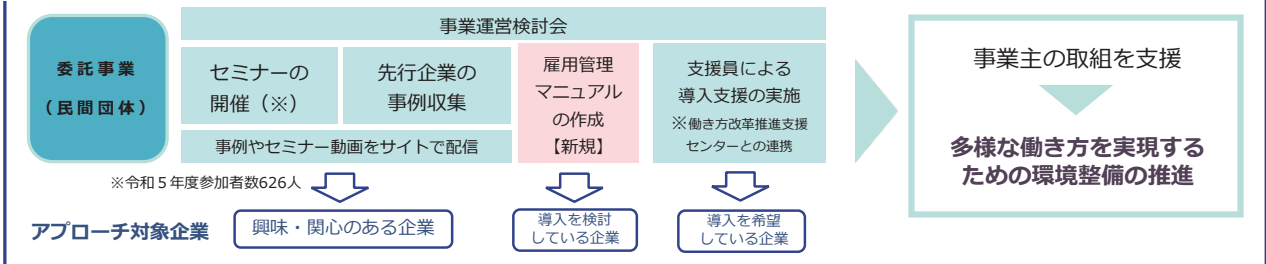
労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

短時間正社員、勤務地限定正社員、職種・職務限定正社員といった「多様な正社員」制度については、労働者のニーズに応じた多様な働き方の選択肢として推進する必要がある一方、近年、「多様な正社員」制度のような雇用管理区分を設けず、テレワークやフレックスタイム制、転勤に関する雇用管理の見直し、職務を基軸とした人事制度等の他の選択肢により対応する企業もある。

このような動向を踏まえ、「多様な正社員」制度を中心としつつ、各企業の実情に応じた雇用管理等について、好事例の収集・周知や、セミナーの開催、雇用管理マニュアル（仮称）の作成等により支援し、労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



参考

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（女性版骨太の方針2024）
（令和6年6月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

④多様な正社員制度や選択的週休3日制を含めた労働者のニーズに応じた多様な働き方の環境整備
正社員の働き方を変えることでライフイベントとの両立を容易にするとともに、希望する労働者が多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要である。このため、勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度や選択的週休3日制に関する好事例の周知や導入支援を行うほか、適切な労務管理下におけるテレワークや職務を基軸とした人事制度なども含め、労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。また、多様な正社員制度を創設した上で、非正規雇用労働者の正社員転換を進める事業主に対する支援を行う。

➤適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課（内線7856）

令和7年度当初予算案 1.3億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
1/2	1/2			

1 事業の目的

➤ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

➤ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

※令和5年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：14,090件

⑤ テレワークの労務管理に関する総合実態調査

適正な労務管理下におけるテレワークの普及のため、今後における適切な施策の展開に必要な実態調査を実施

実施主体：民間事業者等

テレワーク相談センター 適正な労務管理下におけるテレワークの実施

支援

連携

企業等に対する支援

- 相談対応（窓口、電話、メール）
- テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
- 全国セミナー・個別相談会の開催
- 総合ポータルサイトの運営 等

・都道府県労働局
・都道府県働き方改革推進支援センター 等

人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

雇用環境・均等局在宅労働課
(内線7856)

令和7年度当初予算案 1.3億円 (2.2億円) ※ () 内は令和6年度当初予算額

労働保険特別会計			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- 多様な働き方の実現や生産性の向上、各企業における人材確保・定着等の観点から、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進に取り組むことは重要。
- このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

2 事業の概要

○令和7年度は制度導入助成及び目標達成助成に重点化

制度導入助成 下表のテレワーク制度導入要件とテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

支給要件	支給額
【新規導入企業】 ○テレワーク制度導入要件 ・就業規則におけるテレワーク制度の整備 ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 ・評価期間（3か月）に一定回数以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ・評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 【テレワーク導入済み企業】 ○テレワークの実施拡大に関する要件 ・就業規則の見直し等のテレワーク制度の拡充（そのためのコンサルティングを含む） ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 ・評価期間（3か月）における延べテレワーク実施人数を評価期間前の実績値から25%以上増加	20万円

目標達成助成 下表の離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

支給要件	支給額
・評価期間後の離職率が30%以下かつ評価期間前を上回っていないこと ・評価期間後のテレワーク実施率が評価期間中の実績を下回っていないこと 等	10万円＜※15万円＞ ※左記に加え賃上要件達成時

➤勤務間インターバル制度導入促進のための支援

拡
充

勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和7年度当初予算案 1.1億円 (1.3億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
○				

1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバルは労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年4月1日）。

令和3年7月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2025年（令和7年）までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等では、「勤務間インターバル制度の普及を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知とともに、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組が重要となることから、勤務間インターバル制度導入促進に向けた効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

○民間セミナー講師に対する要請事業（新規）

企業の人事労務担当者や採用担当者が出席する民間セミナーにおいて、講師から勤務間インターバル制度が人材確保に資する旨の周知するよう、要請活動を行う。

○勤務間インターバル研修事業

産業医や衛生管理者等に対する研修講義において勤務間インターバル制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させる。

○業種別導入マニュアルの作成

長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象にした業種別導入マニュアルを作成する。

※（令和5年度）業種別導入マニュアルの作成部数（宿泊業・飲食サービス業版） 48,000部
働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知

○シンポジウムの開催

有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

○インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知

インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。



<導入マニュアル（全業種版）>

○雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発

事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。等

実施主体：委託事業（民間団体）

➤ 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備

労働基準局労働条件政策課（内線5524）
雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

長時間労働の抑制と選択的週休3日制度等の普及促進に向けた支援

令和7年度当初予算案 6.5億円（6.5億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに向けた社会的機運の醸成を図る。

改正労働基準法による時間外労働の上限規制を踏まえた企業の適切な対応への支援

年次有給休暇、特別休暇、選択的週休3日制等の好事例の収集・提供による休暇等の普及促進

企業への助言・指導等による働き方の見直しの支援及び大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業への「しわ寄せ」防止

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例を収集するとともに、骨太の方針等で普及に取り組むこととされていることから、選択的週休3日制度を導入している企業の事例についても事例収集を行う。また、これらの好事例を周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業（民間団体））。
 - 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う（委託事業（民間団体））。
- ※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数1,634,715件（令和5年度）

② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方の普及のためのシンポジウムの開催等

- 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業（民間団体））。

③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

- 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業（民間団体））。

④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業（民間団体））。

⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業（民間団体））。

⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。

年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和7年度当初予算案 1.4億円（1.5億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働特区			子育て特区	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
○				

1 事業の目的

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「少子化社会対策大綱」等の政府目標で示された**2025年（令和7年）までに年次有給休暇取得率70%以上を達成**するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業（委託事業（民間団体））

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

（1）年次有給休暇の取得促進

- 年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
 - ◇ 夏季、年末年始、ゴールデンウィーク
 - ◇ 年次有給休暇取得促進期間（10月）の時季を捉えた集中的な広報を実施
 - ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施
- ※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告 733箇所（令和5年度）

（2）特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業

「第4次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度（ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など）の普及促進を図るため、以下を実施する。

- 特別休暇の普及に向けた検討会の開催
 - 特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすくまとめた事例集及びリーフレットの作成
- ※特別休暇制度導入事例集制作部数 47,000部（令和5年度）
- 特別休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

【年次有給休暇取得促進ポスター】 【特別休暇制度導入事例集】



労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
(内線5275)
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和7年度当初予算案 30億円 (31億円) ※ () 内は前年度当初予算額。

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
1/2	1/2			

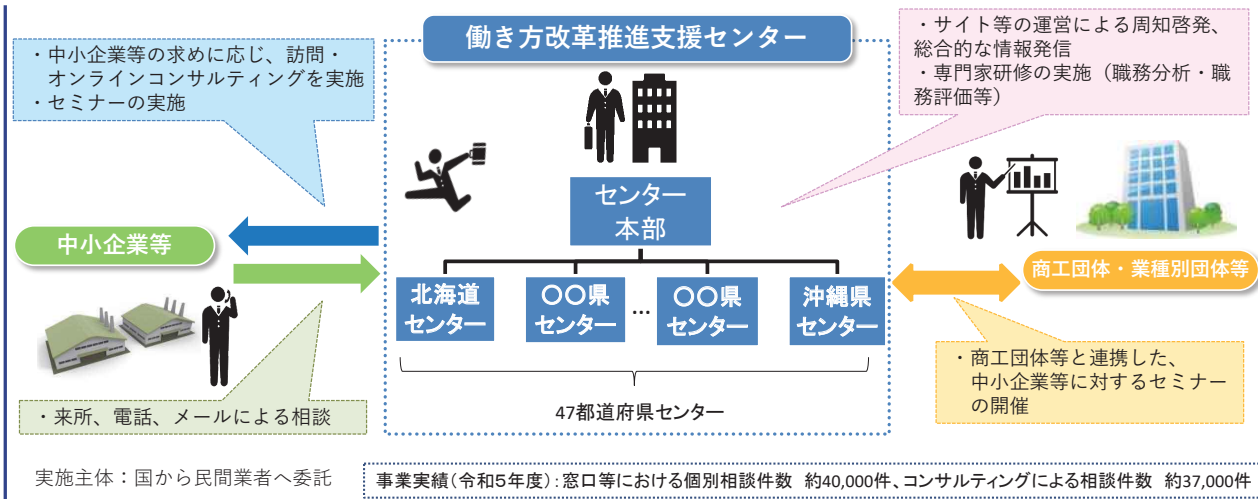
1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、本部及び47都道府県支部（都道府県センター）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



働き方改革推進支援助成金

労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和7年度当初予算案 92億円 (71億円) ※ () 内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県労働局 ○令和5年度支給件数 4,095件

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

○ 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に支援。

○ 建設業、自動車運搬者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	自動車運搬の業務	② 年休の計画的付与制度の整備	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等
	医業に従事する医師	③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運搬の業務は10時間以上 その他は9時間以上	①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割の整備	①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)		① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成)		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。

※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

○ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
➤カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進

拡充

総合的ハラスメント防止対策事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7843）

令和7年度当初予算案 7.9 億円（6.7 億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	会計
約1/4	約3/4		

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。
また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

周知・啓発

- ポスターの作成・配布
- 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- X（旧ツイッター）、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）・シンポジウムの開催等・月間ポスターや啓発動画の作成
- 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント対策に関する情報発信

企業等への支援

- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした研修の実施
- 業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援
- ハラスメント事案解決のための伴走型取組支援 ※拡充内容
- 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：202,602件

相談対応

- 全国の労働局において、職場におけるハラスメントに関する相談対応

➤高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進（再掲）

拡充

高齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金）

労働基準局安全衛生部
安全課（内線5488）

令和7年度当初予算案 7.6億円（6.9億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

【現状】
● 高齢労働者が増加する中、それを上回るペースで**高齢労働者による労働災害の増加が続いている**。この要因としては、**加齢による身体機能の低下等により、高齢労働者の労働災害発生率が若年層と比較して高くなっている**ことが挙げられる。
● 高齢労働者の安全の確保のためには、身体機能の低下を補う施設、設備、装置等の改善や高齢者の特性を考慮した作業内容の見直し（職場環境の改善）が重要であり、厚生労働省ではその具体策を示した「**エイジフレンドリーガイドライン**」の周知を図っている。
● また、**エイジフレンドリー補助金（R6予算：6.9億円）**により、**ガイドラインに基づき職場環境の改善を行う中小企業事業者を支援している**。

【課題】
● 高齢労働者の労働災害を効果的に防止するためには、**リスクアセスメントを実施して事業場の状況を踏まえた優先順位を付けた上で対策を実施する必要があるが、補助金の対象となる中小企業事業者では独自にリスクアセスメント結果に基づく優先順位付けをすることが困難である**。
※ 補助金の利用状況は好調であるが、老朽化対策や生産性の向上が主目的の申請も多い（労働災害防止対策と認められない申請は不交付としている。）

【必要性】
● 令和7年度は、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、**エイジフレンドリー補助金を拡充し、エイジフレンドリー総合対策コース（補助率：4/5）を新設**する。
※ 専門家によるリスクアセスメントにより事業場の課題を洗い出した上で、優先順位の高い対策を実施するため、他のコースよりも補助率を高く設定

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者 (3) 実施主体：一般社団法人等
(2) 補助対象、補助率、上限額（下表参照） (4) 事業実績：令和5年度交付件数…1,078件

	エイジフレンドリー総合対策コース【新設】	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【既存】	職場環境改善コース【既存】	コラボヘルスコース【既存】
補助対象	・ 専門家によるリスクアセスメントに要した経費 ・ リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い対策に要した経費（機器等の導入・工事の施工等）	・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費	・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器等の購入・工事の施工等）	・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	4 / 5	3 / 4	1 / 2	3 / 4
上限額		100万円		30万円

拡充

産業保健活動総合支援事業

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和7年度当初予算案 49億円（49億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○ 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者、産業保健スタッフ等に対する研修・情報提供等、②小規模事業場への産業保健サービスの提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の各種支援を行う。

○ メンタルヘルス対策のさらなる促進の観点から、④事業場のストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の取組への個別訪問支援の拡充、⑤労働者のメンタルヘルスに係る相談対応の拡充など、小規模事業場への支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

労働者健康安全機構

産業保健総合支援センター

地域産業保健センター

○ 「**団体経由産業保健活動推進助成金**」の助成対象範囲の拡大（50人未満の事業場におけるストレスチェック及び集団分析を追加）

○ 各産業保健総合支援センター（産保センター）において、事業場のメンタルヘルス対策等の取組への支援を行う「**メンタルヘルス対策・両立支援促進員**」を増員

○ 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）

○ 各地域産業保健センター（地産保）において、医師・保健師等の配置を増員し、高ストレス者の相談対応や医師による面接指導等の産業保健サービスを提供

○ 「**中規模事業場産業医活動支援モデル事業**」の新設

○ 事業場への個別訪問による産業保健指導

○ 団体経由産業保健活動推進助成金 33（361）百万円

○ 【新規】中規模事業場産業医活動支援モデル事業 211百万円

○ 産業保健関係者の育成 319（327）百万円（産保センター、地産保共通）

○ 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援 4,183（4,077）百万円（全体共通）

○ 情報提供・広報、連絡会議等 103（104）百万円

実施主体：
労働者健康安全機構（補助金）
補助率：10/10

働く人におけるメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和7年度当初予算案 3.0億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○ 精神障害の労災認定件数はこの10年間で2倍に増加しており、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）において、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策を強化することとされた。また、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月策定）において、「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上」等とする目標が設定された。

○ こうした状況を踏まえ、本事業においては、働く人のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」及び労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリの運営を引き続き行うとともに、50人未満の事業場が利用しやすいストレスチェック実施プログラムの開発のための要件定義の作成を行う。

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

(1) 総合的な情報の提供：85（78）百万円

① 事業場向け ※メンタルヘルス対策のより実践的な情報の提供

・事業場規模・業種別のメンタルヘルス対策の取組事例

・職場環境改善ツール

② 労働者向け

・ストレスセルフチェック

・セルフケア（eラーニング）

③ ストレスチェック実施プログラムの要件定義の作成

④ メンタルヘルスシンポジウムの開催

(2) 電話・メール・SNS相談窓口：200（227）百万円

労働者等のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談への対応窓口の設置

健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間管理・健康管理（健康診断結果、ストレスチェック、疲労蓄積度）の実施、助成金や健康相談についての情報提供

<令和5年度実績>

情報提供	相談
サイトアクセス数：744.0万件	電話：28,176件 メール：4,523件 SNS：8,304件

<実施主体>

国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）

- 101 -

○フリーランスの就業環境の整備

➢フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施

フリーランス・事業者間取引適正化等法の円滑な施行

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
内線（5193）

令和7年度当初予算案 1.7億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

労働国会			子子国会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
約1/4				約3/4

1 事業の目的

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（令和6年11月施行）について、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、「フリーランス・事業者間取引適正化等法については、実態把握とともに、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の執行体制の整備を行う。」とされている。

このため、法の周知広報、実態把握、都道府県労働局における執行体制の整備等により、法の円滑な施行を図る。

2 事業の概要、実施主体等

（1）法の周知広報、実態把握の実施

※ 公正取引委員会・中小企業庁においても別途予算措置

公正取引委員会及び中小企業庁と連携し、以下の(イ)・(ロ)を実施。

（イ）法の周知広報

・周知用リーフレット・パンフレットの作成・発送

（参考）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

- ・衆議院（七）本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者及び業務委託を仲介する事業者に対し、十分に周知・広報を行うこと。
- ・参議院（一）本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者、業務委託を仲介する事業者等の当事者を含む関係者に対し、十分に周知・広報すること。

（ロ）実態把握の実施

・フリーランスとの取引において問題事例の多い業種に対して集中的な調査を実施。

（参考）資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（抄）（令和6年6月21日閣議決定）

- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法を本年11月から円滑に施行し、フリーランスの取引適正化を図る。（略）また、問題事例を吸い上げ、本年10月までに問題事例の多い業種を抽出する。結果を踏まえ、本年度内にこれらの業種に対する集中調査を実施する。

（2）都道府県労働局における執行体制の整備

法の周知広報・相談対応及び発注事業者に対する調査・助言・指導等を実施するため、フリーランス就業環境整備指導員及びフリーランス就業環境整備相談員を都道府県労働局に配置。

（参考）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

- ・参議院（二）本法に違反する事案等を的確に把握し、それに対する指導、勧告等の措置が迅速かつ適切に執行されるよう、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の体制を十分に整備するとともに、各行政機関の一層の連携強化を図ること。

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
（内線5193）

令和7年度当初予算案 67百万円（67百万円）※（）内は前年度当初予算額 ※ 中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額

令和7年度当初予算案 2.0億円（2.0億円）

労働国会			子子国会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
約1/3				約2/3

1 事業の目的

・フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口である「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。

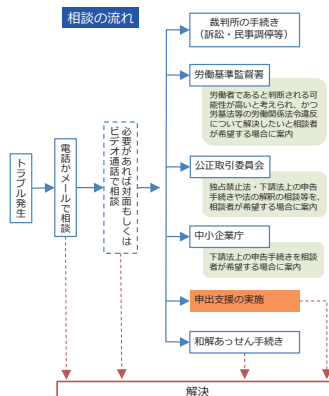
・フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月に施行され、今後もフリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制整備やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルなどについてフリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置、運営

- ・弁護士による電話・メール・対面・Web相談の対応
- ・和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法違反の疑いがあるとして行政機関への申出を検討しているフリーランスに対し、申出対象となる事案か否かの助言などの申出支援の実施



3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

- ・令和5年度相談件数：8,986件
- ・和解あっせん受付件数：207件

○女性の活躍促進

➤男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等

拡充

民間企業における女性活躍促進事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線5110）

令和7年度当初予算案 2.4 億円（1.9 億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるL字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発事業に取り組む。加えて、女性活躍推進法の周知・広報に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

個別訪問・オンラインによる企業等への支援

- 女性活躍推進アドバイザーによる、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施
- 女性活躍推進センターの運営

L字カーブ解消のための啓発

- 女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発
 - ・学校への出前講座
 - ・令和6年度事業において制作したガイドブックの継続配布
 - ・SNS、雑誌等の媒体を活用したキャリア形成支援に関する広報

女性活躍推進法の内容に係る周知・広報

- 事業主や人事労務担当者等を対象とした女性活躍推進法の内容に関する説明会の開催
- 女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の設置（0→10人）※拡充内容

実施主体

国、都道府県労働局、委託事業（民間企業等）

事業実績

コンサルティング件数：1,255社
（令和5年度）



拡充

女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7842、7859）

令和7年度当初予算案 3.1億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【女性の活躍推進企業データベース・イメージ】

URL▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマホ版▶▶



企業比較
が可能！

最新の数値が掲載されていて各社の比較もしやすい！

企業名	A社	B社
所在地	東京都〇〇区123	東京都〇〇区456
企業規模	301人以上	301人以上
企業認定等	人数や役職名が記載されていてわかりやすい！	
管理職に占める女性労働者の割合	31.4%（女性32人） 管理職全体（男女計102人） ※役職名：部長、次長、課長	6.2%（女性－人） 管理職全体（男女計－人）
男女の賃金の差異	（全労働者）80.2%、 （正規）74.4%、（非正規）102.3%	（全労働者）90.0%、 （正規）88.0%、（非正規）92.0%
男女の賃金の差異の説明	部長級・課長級の男女の賃金の差異は下記の通りであり、職階別にみると差異は縮小する。 部長級 94.5% 課長級 87.2% 要因分析や今後の取組が記載されている！ ただし、部長級に占める女性労働者の割合は10.2%、課長級に占める女性労働者の割合は13.2%であり、女性の管理職が少ないことが全労働者および正規雇用労働者における男女の賃金の差異が生じる大きな要因となっている。 このため今後の取組として・・・	

【事業概要】

「女性の活躍推進企業データベース」の活用の促進・機能強化等

■特に、101人以上300人以下の企業がデータベース上で女性活躍推進法に基づく情報公表を行うよう、また多くの企業が男女の賃金の差異等をデータベース上で公表するよう周知や登録勧奨等を行い女性活躍等に関する企業情報の見える化を推進する。

■大学・キャリアセンター等との連携や学生向けイベントの開催等により、学生等求職者が男女の賃金の差異に着目し企業選択を行うよう周知・啓発を進めるとともに、データベースの機能強化やコンテンツの充実等更なるシステム改修を図りデータベースのユーザビリティの向上を図る。

■女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

【事業実績】年間アクセス件数（令和5年度）

女性の活躍推進企業データベース：750,508件

【実施主体】委託事業（民間団体等）

マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

マザーズハローワーク事業

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5779）

令和7年度当初予算案 42億円（42億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。
子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

拡充 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

雇用環境・均等局
雇用機会均等課（内線7905、5109）

令和7年度当初予算案 84百万円（93百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

不妊治療、月経関連の症状や更年期障害等の問題により「職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験」がある女性従業員のうち約6割が「正社員として働くこと」をあきらめなくてはならないと感じたことがある、という結果が出ており、実効性の高い支援を充実させることが急務である。このため、現在行っている不妊治療と仕事の両立支援に加え、月経、更年期といった女性の健康課題もきめ支援の対象とし、これらに取り組む中小企業事業主に対して助成を行うことにより、職場環境の整備を進め離職防止を図る。（現「不妊治療両立支援コース」は経過措置とする。）

2 事業の概要・スキーム

- 支給対象となる事業主
不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。以下、同じ。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度（①休暇制度（特定目的・多目的とも可。労働基準法第39条の年次有給休暇及び同法第68条の生理休暇を除く。ただし、有給の生理休暇は対象とする。）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥在宅勤務等（テレワークを含む））を利用しやすい環境整備に取り組み、健康課題への対応等に関する労働者の相談に対応し、それぞれに関する休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主
- 支給要件
(1) 環境整備、休暇の取得等
ア 不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定すること
イ 不妊治療と仕事との両立支援、健康課題対応支援を図るための業務を担当し、労働者からの相談に応じる者を選任すること
ウ 労働協約又は就業規則に基づき、不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記1①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと
(2) 不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）
上記（1）の不妊治療に関する休暇取得者も含め、不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと
- 支給額
(1) 環境整備、休暇の取得等
上記2（1）により環境整備を図り、それぞれに関する最初の制度利用者が合計5日（回）以上利用した場合
1事業主当たり 各1回限り 30万円（①不妊治療、②月経に関する課題の解決、③更年期に関する課題の解決）
(2) 不妊治療に関する長期休暇の加算（経過措置）
上記2（2）により不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合
1事業主当たり、30万円（（1）の不妊治療に関する休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）
- 支出科目
労働保険特別会計 雇用助成から支給

支給機関

都道府県労働局

支給実績（令和5年度）：168件

○相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進

➢属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

拡
充

重層的支援体制整備事業

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室
(内線2289)

令和7年度当初予算案	【包括的相談支援事業】	496億円 (374億円)	※ () 内は前年度当初予算額
	【地域づくり事業】	167億円 (116億円)	※ 令和6年度補正予算額：2億円
	【多機関協働事業等】	55億円 (53億円)	

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。**

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・令和3年度：42
- ・令和4年度：134
- ・令和5年度：189
- ・令和6年度：346
- ・令和7年度：473（予定）

新
規

重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和7年度当初予算案 55億円の内数（－） ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）において、社会福祉法第106条の4が改正され、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用した入居継続支援を行う。

2 事業の概要

- 入居後の継続的な支援を行うため、**参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業**において、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。

<住まいの課題を含めた複合的な課題を抱える者に対する支援体制のイメージ>

0	包括的相談支援事業	○ 生活困窮者の自立相談支援機関等において、相談者の属性・世代等に関わらず、包括的に相談を受け付ける。
↓ 住まいの課題を含めた複合的な課題があり、単独の支援関係機関では対応が難しいと判断された場合		
1	多機関協働事業	○ 多機関協働事業者を中心に、自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。 ○ 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。
↓ 入居後支援が必要であるが、既存事業では対応が難しいと判断された場合		
2	参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（※）	○ 同事業の実施者により、入居後の見守り支援、利用者と地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（※）入居継続支援員の配置やその活動に要する費用を要求

3 実施主体等

実施主体：市町村 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○生活困窮者自立支援等の推進

➢相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化

拡充

住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和7年度当初予算案 760億円の内数(657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

**自立相談支援機関に
住まい相談支援員(仮称)
を配置し、支援等
を行う場合の加算を創
設する(拡充)**

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)
○負担割合：国 3/4
都道府県・市・区等 1/4

3 事業のイメージ

住まいの相談
住まいに課題を抱える生活困窮者等

- 家族・同居人との関係が悪化しており、同居が困難。
- 保証人がいなくて入居・転居できない。
- 家賃・維持費等の居住費負担が重い。
- 住まいの構造・設備等に問題があり、早急な転居が必要。
- 家賃滞納により立ち退きを求められている。

福祉事務所設置自治体

福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】自立相談支援機関に**住まい相談支援員(仮称)**を配置

←福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【主な役割】

- ① 住まいを中心とした相談支援(居住支援法人等との連携窓口)
- ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
- ③ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓(生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓)
- ④ 地域の関係者に対する支援

連携※

居住支援協議会(住宅セーフティネット法)

市町村の住宅・福祉部局・居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等で構成

【役割】

地域づくりや住宅ストックの確保等

※居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

生活困窮者自立支援法による支援が必要な場合

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛り込む

①住宅の斡旋

②家賃支援(住居確保給付金等)

③居住支援(入居支援・入居中生活支援等)

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援や関係機関へとつなげる

拡充

住居確保給付金における転居費用の支給

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和7年度当初予算案 760億円の内数(657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ①離職・廃業後2年以内の者
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額(住宅扶助額を上限)

拡充後

支給対象者

<家賃相当分> 現行(①、②)のまま
<転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は求めない。

支給額

<家賃相当分> 現行のまま
<転居費用分> 転居のための初期費用(礼金等)、引っ越し代等(上限あり)

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

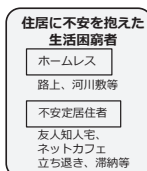
改正生活困窮者自立支援法等(※1)において、居住支援事業(一時生活支援事業から改称)について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2 事業の概要・スキーム

(現行)



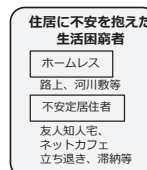
一時生活支援事業(任意事業)

シェルター事業
(当面の日常生活支援)

地域居住支援事業
・入居支援 ・見守り支援(※) ・環境整備
(※) 期間は最長1年

安定した
居住の確保・
地域生活

(改正後)



居住支援事業(必要な支援の実施を努力義務化)

シェルター事業
(当面の日常生活支援)

地域居住支援事業
・入居支援 ・見守り支援(※) ・環境整備
(※) 期間の柔軟化(延長も可とする)

安定した
居住の確保・
地域生活

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：シェルター事業366 地域居住支援事業55

生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的実施 (就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業)

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正(※1)において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を、これまで対象外だった生活保護受給者のうち、一定の要件に該当する者(「特定被保護者」(※2))も対象として実施できるようにした。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

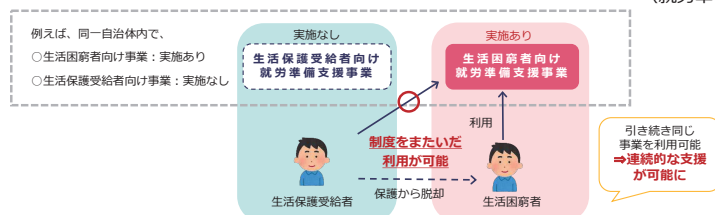
※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業

- 実施方法：生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする(拡充)。(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国 2/3、都道府県・市・区等 1/3

- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体

<参考>生活保護受給者向け事業 実施自治体数(令和5年度)・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体
※うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1/2から2/3に引き上げる。**

【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合
→補助率 1/2 (令和5年度実績: 101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合
→補助率 2/3 (令和5年度実績: 638自治体)



【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律2/3とする。**

3 実施主体等

実施主体: 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合: 国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。
※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

2 事業の概要・スキーム

就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未満の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。(過疎地域加算)

【市町村】

- ア 算定基準 … 人口密度 (過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度) が50人/km²以下
- イ 加算額の算定方法

過疎市町村 (市町村全域が過疎地域)	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

【都道府県】

- ア 算定基準 … 管轄地域全体の人口密度が50人/km²以下となる道府県
- イ 加算額の算定方法 … 当該道府県の基本基準額 (都道府県広域加算額を含む) に、基本基準額×0.3を加算

3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合: 国 2/3、都道府県・市・区等 1/3
- 実施自治体数 (令和5年度): 就労準備支援事業: 731自治体 家計改善支援事業: 756自治体

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和7年度当初予算案 71億円 (72億円) ※()内は前年度当初予算額

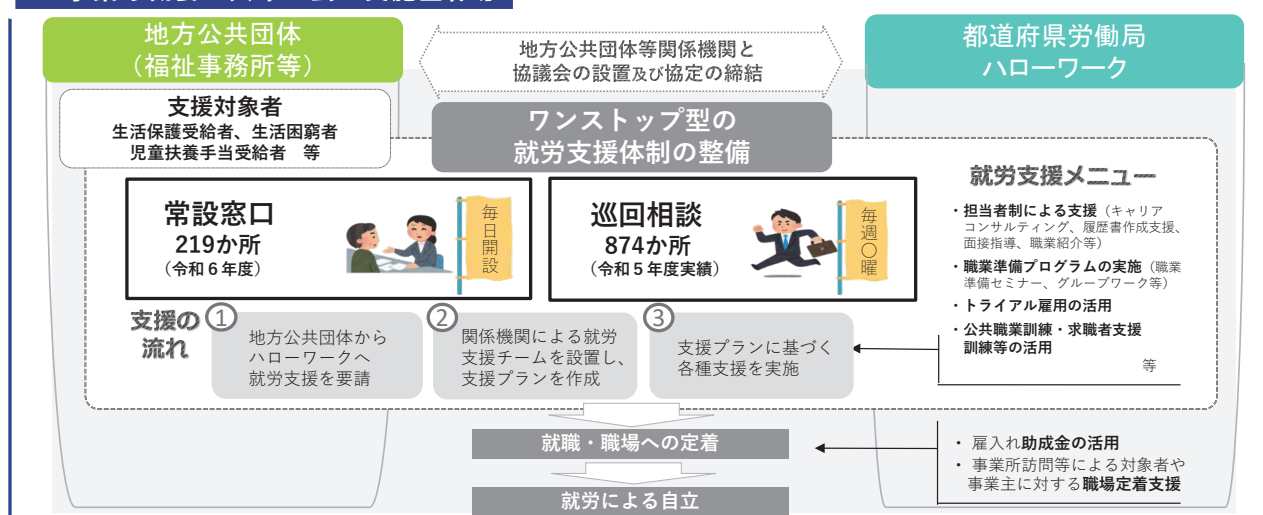
労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	5/6		1/6

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和7年度当初予算案 53百万円 (70百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金 (特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)) の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者 (※) を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

短時間労働者以外の者: 30万円 (25万円) ※1 × 2 ※2

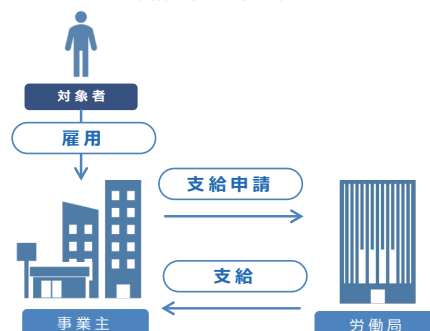
短時間労働者: 20万円 (15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

(4) 支給実績

令和5年度: 126件



令和7年度当初予算案 4.3億円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。
- そのため、今般の生活保護法改正により、都道府県が広域的な観点からデータ分析を行い、市町村（福祉事務所）に対し、都道府県が取組目標の設定・評価や助言等の支援を行う仕組みが創設された。
- こうした都道府県の分析については、データ分析ツールを配布するなど、一定の標準化・効率化を図ることとしているが、新たな仕組みをより実効性あるものとする観点から、ツールによる分析結果を踏まえた上で、被保護者の生活状況や医療提供体制等の地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（外部委託を含む）や医療に係る専門的知見を確保するための体制整備のほか、医療扶助の適正な運用及び健康管理支援事業の好事例等を提供するための研修実施といった都道府県による市町村支援の取組に係る財政的支援を行い、地域全体を通じた医療扶助の適正かつ効果的な実施を促進する。

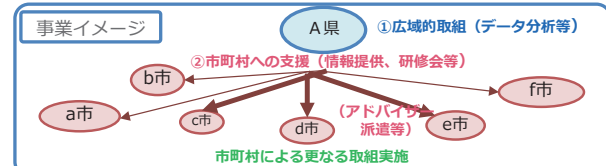
2 事業の概要・スキーム

①都道府県による広域取組

- ・データ分析ツールによる分析結果を踏まえた上で、地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（委託可）
- ・優先的課題と目標の設定
- ・関係団体との連携体制
- ・進捗状況の把握や取組結果の評価

②都道府県による市町村への支援

- ・①に基づく情報の提供
- ・研修会（先行的取組の横展開）、アドバイザー派遣
- ・職員（CW）研修 等



3 実施主体等

都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

- データ分析ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析の実施や、医療に係る専門的知見を確保するための体制整備、好事例の提供を含めた市町村向けの研修実施等の取組に対して財政支援を行う。

<都道府県による支援の例>

- ・データ分析ツールには搭載されていない地域データの収集・分析費用や学識経験者等の助言を得る（外部機関への委託可）等の調査研究
- ・市町村向けに実施する会議等の開催費用（好事例の横展開、データ分析に基づく課題と対応方針の共有等）
- ・課題を抱える自治体への個別支援費用（アドバイザー（専門職）派遣、医療扶助適正実施や健康管理支援事業等の取組に係るCWへの教育研修等）

令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期：令和7年10月～

財政影響額：+50億円程度（令和7年度は+20億円程度）

○障害者支援の促進、依存症対策の推進
 ➤障害福祉サービス事業所等の整備等の推進

社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課
 (内線3035)

令和7年度当初予算案 50億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円) * ()内は前年度補正予算額

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を促進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2（間接補助）
 （負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4）

対象施設：ア 障害者総合支援法関連
 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
 イ 生活保護法等関連
 救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
 ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
 女性自立支援施設 等

事業実績：251件（令和5年度）

➤重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

障害保健福祉部障害福祉課
 (内線3044)

令和7年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

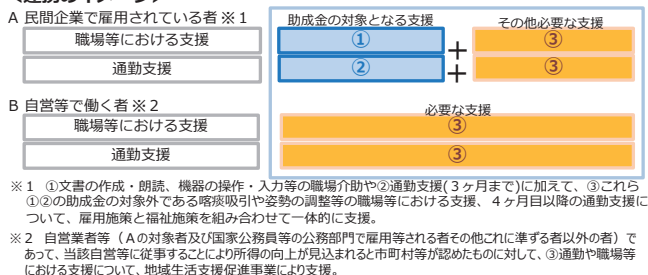
重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。
 ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
 ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

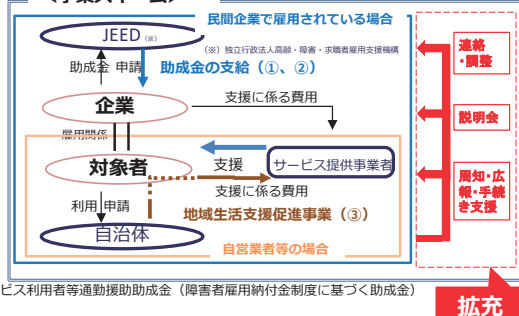
3 スキーム

<連携のイメージ>



①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
 ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



4 実施主体等

◆実施主体：市区町村 ◆補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

令和7年度当初予算案 502億円（501億円）※（）内は前年度当初予算額

○地域生活支援事業 442億円（441億円）
○地域生活支援促進事業 60億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1／2又は定額（10／10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,730市町村、47都道府県
※ 令和4年度実績ベース

意思疎通支援事業等の推進（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算案 502億円（501億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報を十分に取得や利用、円滑な意思疎通を図ることができるようにすることとされているが、地域によって、障害種別ごとの実施状況に差がある等の課題がある。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成・派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（都道府県必須事業）

（1）事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を養成・派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣する。

（2）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内

2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課
(内線3087)

令和7年度当初予算案①構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ②構築支援事業：44百万（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

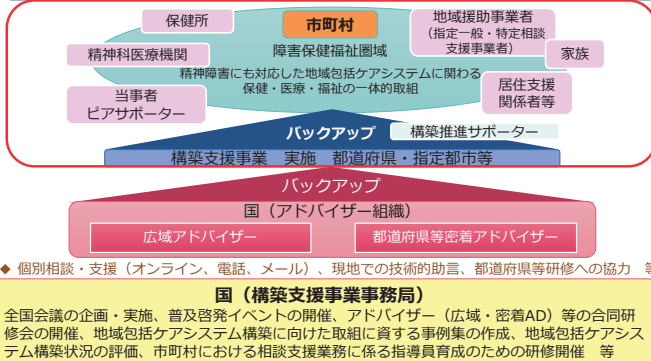
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業（心のサポーター養成等）
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



地域における依存症対策の支援体制整備、民間団体支援

依存症対策の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3100）

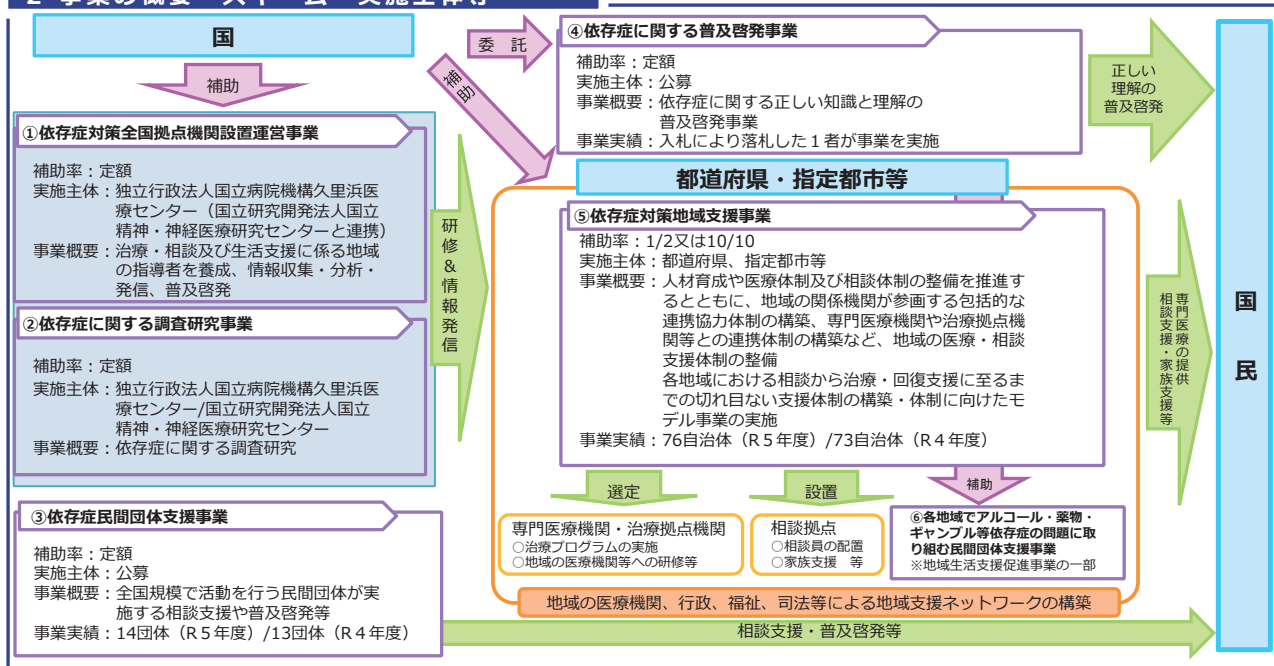
令和7年度当初予算案 8.4億円（8.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算 2.2億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進

➤中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(成年後見制度利用促進体制整備推進事業)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

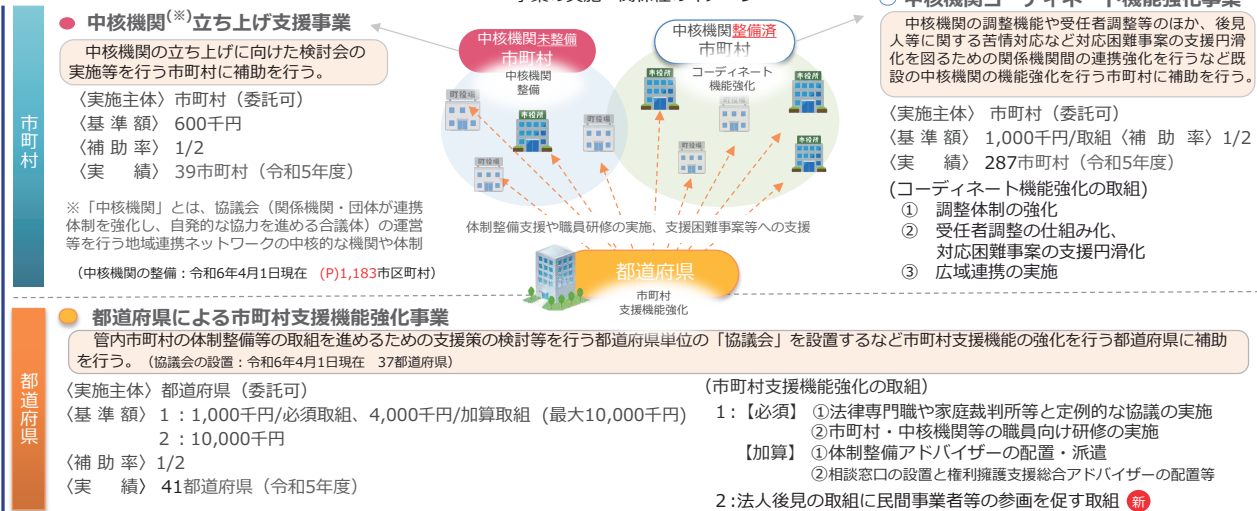
令和7年度当初予算案 7.0億円(7.8億円) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➤新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和7年度当初予算案 0.6億円(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

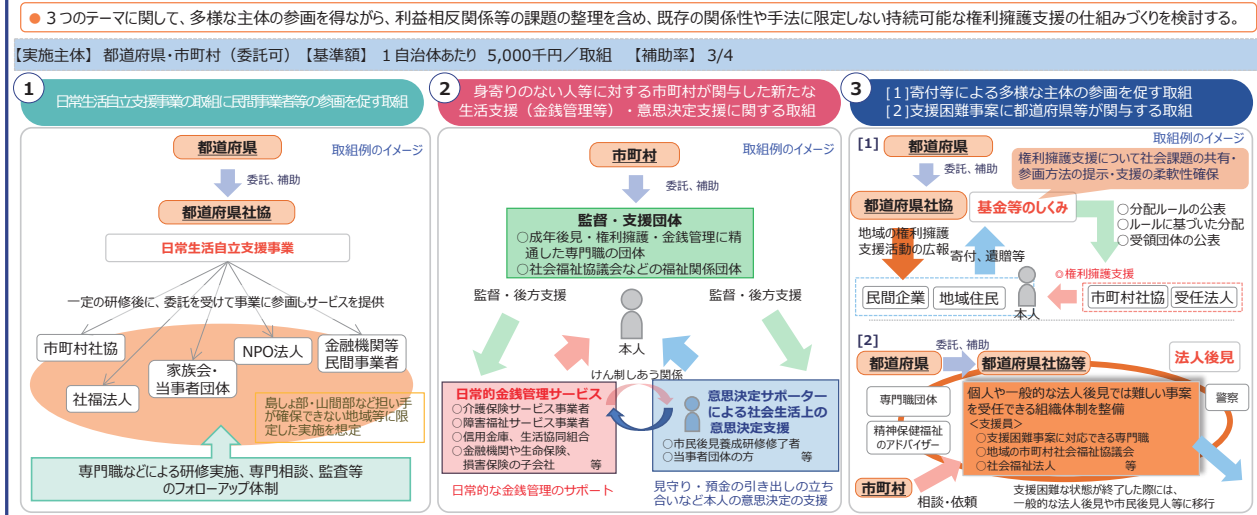
困窮補助金

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例**を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

〈実績〉12自治体(令和5年度)



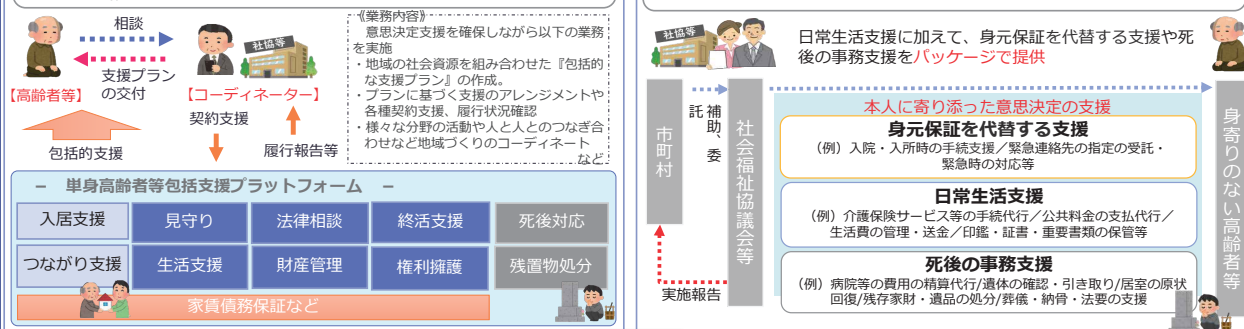
(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

○ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援/課題を提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

【実施主体】市町村（委託可） 【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組 【補助率】3/4

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院、入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

➤官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施

官民協働等女性支援事業

※若年被害女性等支援事業等を再編

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数 (26億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

※ 令和6年度補正予算額：2.0億円

○ 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

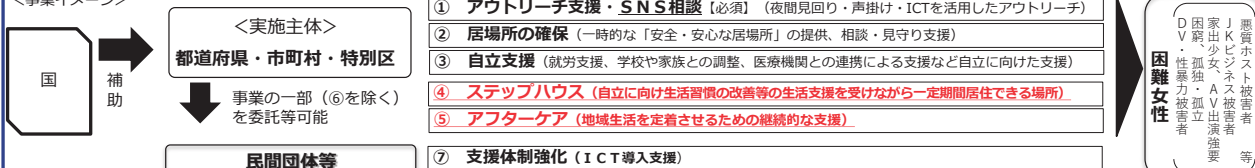
(4) **ステップハウス**
(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

(5) **アフターケア**
(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施

(6) 関係機関連携会議
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）
(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

＜事業イメージ＞



⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

実施主体 : 都道府県・市町村（特別区含む）
補助率 : 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

＜事業実績＞ 令和4年度：3自治体（6団体）
令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）

➤ 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進

拡充

女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金

社会・援護局総務課女性支援室（内線4586）
女性保護事業費負担金（旧 婦人保護事業費負担金）：昭和31年度創設
女性自立支援事業費補助金（旧 婦人保護事業費補助金）：昭和22年度創設

令和7年度当初予算案 **27億円（26億円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費	事業費				
施設事務費 1施設あたり年額 60,720千円 各種取組等に応じた加算 ・ 支援員加算 ・ 夜間警備体制強化加算 ・ 入所者処遇特別加算 ・ 心理療法担当職員加算	各種取組等に応じた加算 ・ 学習支援費加算 ・ 同伴児童対応支援員雇上費加算 ・ 一時保護委託費 ・ 人身取引被害者等対応支援加算 等 事業費 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #fff9c4;">困難な問題を抱える女性分</th> <th style="background-color: #fff9c4;">同伴児童分</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 妊娠婦加算 ・ 母子加算 </td> <td style="vertical-align: top;"> ・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 同伴児童学習支援事業 ・ 同伴児童通学支援事業 等 </td> </tr> </table>	困難な問題を抱える女性分	同伴児童分	・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 妊娠婦加算 ・ 母子加算	・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 同伴児童学習支援事業 ・ 同伴児童通学支援事業 等
困難な問題を抱える女性分	同伴児童分				
・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 妊娠婦加算 ・ 母子加算	・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 同伴児童学習支援事業 ・ 同伴児童通学支援事業 等				

乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 151,580円

<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ

事務費	事業費				
施設事務費 1施設あたり年額 60,720千円 各種取組等に応じた加算 ・ 支援員加算 ・ 夜間警備体制強化加算 ・ 入所者処遇特別加算 ・ 心理療法担当職員加算 ・ 学習支援費加算 ・ 民間施設給与等改善費 ・ 民間団体支援専門員加算 ・ 連携強化のための心理療法担当職員 等	各種取組等に応じた加算 ・ 同伴児童対応支援員雇上費加算 ・ 人身取引被害者対応支援加算 ・ 施設機能強化推進費 ・ 精神科医雇上費 事業費 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #fff9c4;">困難な問題を抱える女性分</th> <th style="background-color: #fff9c4;">同伴児童分</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 妊娠婦加算 ・ 母子加算 ・ 人身取引被害者医療費 ・ 就職活動支援費 ・ 資格取得加算 ・ 就職支度費 ・ 第三者評価受審費 </td> <td style="vertical-align: top;"> ・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 同伴児童学習支援事業 ・ 同伴児童通学支援事業 ・ 入学支度資金 等 </td> </tr> </table> 補償費 就職支援等の充実	困難な問題を抱える女性分	同伴児童分	・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 妊娠婦加算 ・ 母子加算 ・ 人身取引被害者医療費 ・ 就職活動支援費 ・ 資格取得加算 ・ 就職支度費 ・ 第三者評価受審費	・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 同伴児童学習支援事業 ・ 同伴児童通学支援事業 ・ 入学支度資金 等
困難な問題を抱える女性分	同伴児童分				
・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 妊娠婦加算 ・ 母子加算 ・ 人身取引被害者医療費 ・ 就職活動支援費 ・ 資格取得加算 ・ 就職支度費 ・ 第三者評価受審費	・ 一般生活費 ・ 期末一時扶助費 ・ 被服費加算 ・ 同伴児童学習支援事業 ・ 同伴児童通学支援事業 ・ 入学支度資金 等				

3 実施主体等

女性保護事業費負担金 : (実施主体) 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
(補助率) 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

女性自立支援事業費補助金 : (実施主体) 都道府県
(補助率) 国 5/10、都道府県 5/10

➤ 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化

拡充

女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **24億円の内数（26億円の内数）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。

○ また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。

○ このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）
都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）
女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。

3 実施主体等

①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む） 1/2）

②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

令和7年度当初予算案 27百万円の内数（1.1百万円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

※令和7年度の研修イメージ

	国(委託事業者)【新規】	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国(委託事業者)もブロック毎に実施【新規】
実施者			
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を得る。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身に付ける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修) ・分科会
日程等	1～2日	①2.5日 ②2日	1～2日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

➢地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進

令和7年度当初予算案 32億円（31億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

＜①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10＞

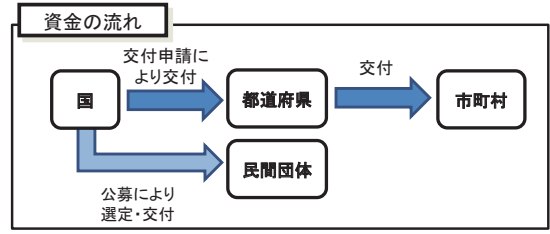
- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

＜②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10＞

- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和7年度当初予算案 38億円の内数（37億円の内数）※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算案 20億円の内数

（38億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 32億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和5年（2023年）の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年（514人）と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

- 構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討

②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査

③支援の終了：地域の関係機関への引継

- 都道府県・指定都市への取組支援：

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

➤ ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進

拡充

ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和7年度当初予算案 16億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

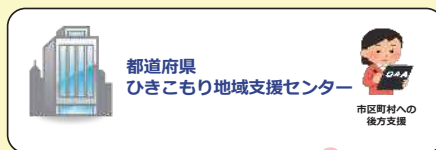
1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。



定期的に
市区町村を
巡回することを
位置づけ

ひきこもり支援推進事業以外
による相談窓口の実施

A市 B市

課題：専門職員の人材確保が困難
事務負担の増など

全ての自治体に対して、ひきこもり
相談窓口を明確化を依頼
（明確化自治体数）
1,487/1,741自治体（85.4%）
※令和5年度末時点速報値

市区町村訪問支援加算（新設）

市区町村への支援強化として、
訪問支援員を配置

- ・市区町村との同行訪問によるアウトリーチ機能
- ・事例検討会の開催
- ・市区町村等への定期的な巡回訪問の実施等を設定する

1人当たり3,000千円
1自治体当たり3人まで



令和7年度当初予算案 18億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 1.5億円

1 事業の目的

戦後80年を迎える中で、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の方の高齢化も進む中、戦争の記憶を次の世代に継承していくことが喫緊の課題となっている。

このため、改めて戦没者等の遺族に対する弔慰の意を示し、洋上慰霊などの特別な慰霊事業を実施するとともに、若者世代はじめ広く記憶を共有・継承し、現在そして未来に生かすための施策を推進する。

2 事業の概要・スキーム

① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給【拡充】 12億円（8.0億円）

戦後80年に当たる令和7年には、現在償還中の特別弔慰金に係る国債が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正し、特別弔慰金の支給を継続する（年5.5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付）。

② 戦没者慰霊事業の充実【拡充】 4.2億円（4.0億円）

慰霊友好親善事業において船舶による洋上慰霊を実施するとともに、ご遺族の高齢化を踏まえ、全国戦没者追悼式参列旅費の国費負担（付添職員旅費）を拡充する。また、国内外の慰霊碑に関する補修等の取組を進める。

③ 語り部事業の充実【拡充】 1.0億円（25百万円）

平和の語り部事業について、語り部による講話数の増や広報・国際交流にかかる経費等を拡充するとともに、中国残留邦人等の語り部の育成を行う。

④ 遺骨収集事業の推進【拡充】 98百万円（47百万円）

大規模な集団埋葬の情報があるパラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集事業の加速化を図るとともに、遺骨収集事業に関する広報を目的として、事業の紹介動画を作成する。

⑤ 次世代への記憶継承のためのシンポジウム等の実施 【新規】 19百万円（0百万円）

昭和館等において戦後80年シンポジウムや作文コンクールを行う他、しょうけい館において記念企画展等を行う。



洋上慰霊（平成27年度）の様子



平和の語り部事業（対話型講話）の様子

戦没者の遺骨収集事業（現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

令和7年度当初予算案 33億円（33億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

戦後80年を迎えるにあたり、戦没者の遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

2 事業の概要・スキーム

【現地調査・遺骨収集の計画的実施】

- 海外等における遺骨収集事業は、令和11年度までの集中実施期間において、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所の情報等に係る現地調査を計画的に実施し、一柱でも多くの遺骨収集を実施することとされている。令和7年度においても、パラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和7年度においては、これまでボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集等を行うための経費を計上する。
- その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を計上する。

<遺骨収容の様子>



【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】

- 戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて、身元特定のためのDNA鑑定の実施に必要な経費を計上する。
- 我が国の戦没者遺骨であることの確認を着実に実施するために、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って形質鑑定やDNA分析等の専門家による所属集団判定の実施に必要な経費を計上する。
- 鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター」の体制強化や、同位体分析等の新たな遺骨の鑑定技術の研究等に必要な経費を計上する。

<形質鑑定の様子>



<DNA鑑定のポスター・リーフレット>



3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

4 事業実績

- ・令和6年度は硫黄島、東部ニューギニア、パラオ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、トラック諸島、インドネシア、フィリピン、カザフスタン等で現地調査・遺骨収集を実施
- ・これまでに身元が判明した遺骨 1,273件（令和6年10月末時点）

○持続可能で安心できる年金制度の運営

持続可能で安心できる年金制度の運営

年金局総務課（内線3646）

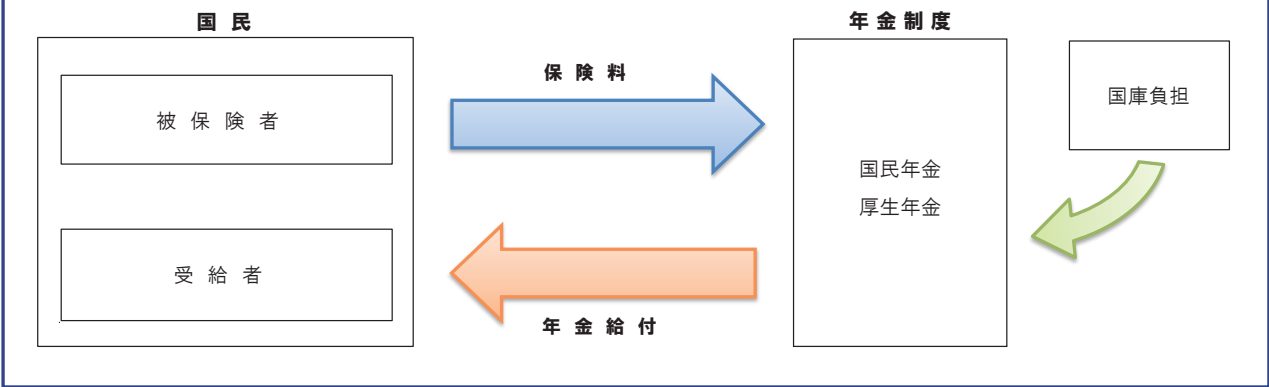
令和7年度当初予算案 13兆6,129億円（13兆3,237億円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

復旧・復興関連施策

復旧・復興関連施策一覧

令和7年度当初予算案 157億円（99億円）※（）内は前年度当初予算額

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課（内線3135） 保険局保険課（内線3152、3245） 保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（内線3383）
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内線2264、2164）
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課（内線3091） 保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 老健局介護保険計画課（内線2937）
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室（内線4148） 健康・生活衛生局総務課指導調査室（内線2322）
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	
(4) 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	
(5) 被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3069）
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
③ 介護等のサポーター拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3935、3878）
④ 被災地の健康支援活動に対する支援	健康・生活衛生局健康課（内線2398）
(6) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
(7) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（内線2849）
(8) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課（内線3925）
(9) 「第2期復興・創生期間」の終了を見据えた障害福祉サービスの事業再開支援事業	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
雇用の確保等	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内線5489）

第2 原子力災害からの復興への支援

項目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4592）
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内線2181）

IV 令和 7 年度厚生労働省関係 財政投融资資金計画等案の概要

令和 7 年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要

(単位 : 億円)

区 分	令和 6 年度 計 画 額	令和 7 年度 計 画 額	摘 要
○独立行政法人福祉医療機構	2,515	2,309	・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
○株式会社日本政策金融公庫	1,150	1,150	・生活衛生関係営業者に対する融資
○独立行政法人国立病院機構	785	544	・建替整備、医療機械等整備
○国立高度専門医療研究センター	12	14	・国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器更新整備 等
合 計	4,462	4,017	

区 分	改 善 内 容 等
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業	貸付条件の改善等 1. 福祉貸付事業 ○ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の拡充並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設 2. 医療貸付事業 ○ 激甚災害に係る融資条件の優遇措置の見直し 等
株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付	貸付条件の改善等 ○ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の災害時に適用する特例措置に係る貸付条件の拡充 等

令和 7 年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の原資の内訳 (参考)

(単位：億円)

区 分	令和 6 年度			令和 7 年度		
	計 画 額	原 資		計 画 額	原 資	
		財政投融资	自己資金等		財政投融资	自己資金等
独立行政法人福祉医療機構 (注 1)	2,515	2,102	413 (200)	2,309	1,946	363 (200)
1. 福祉貸付	1,454	-	-	1,190	-	-
2. 医療貸付	1,061	-	-	1,119	-	-
株式会社日本政策金融公庫 (注 2)	1,150	-	-	1,150	-	-
独立行政法人国立病院機構	785	660	125	544	490	54
国立高度専門医療研究センター	12	12	-	14	14	-
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	10	10	-	12	12	-
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	2	2	-	2	2	-
合 計 (注 1)	4,462	2,774	538 (200)	4,017	2,450	417 (200)

(注 1) 自己資金等の欄の () 書は、財投機関債の発行額 (自己資金等の額の内数) である。

(注 2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) に一括計上している。

